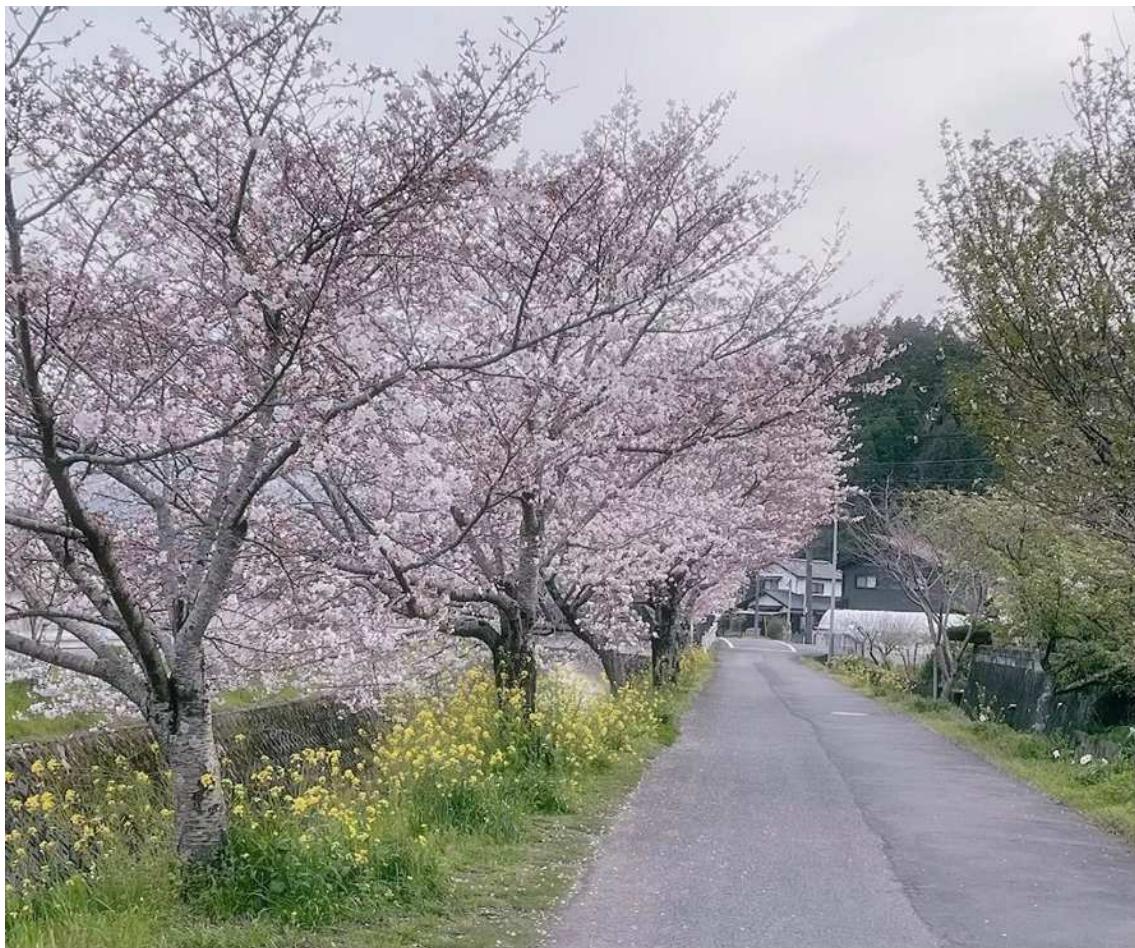


日田市環境白書

第23号（令和6年度版）



目標とする環境像

水と緑があふれる未来輝くまち
～水郷ひた～

はじめに

日田市では、平成13年3月に「日田市環境基本計画」を策定し環境施策に取組んできました。令和3年3月には、日田市環境基本計画を全面改訂し、「第3次日田市環境基本計画」を策定しました。この「環境白書」は、日田市における環境の現状をまとめたものです。

目次

項目	頁
I. 第3次日田市環境基本計画 概要	3~5
2. 第3次日田市環境基本計画の進捗状況	6~70
【施策の柱Ⅰ. 地域資源を活かすまち～水郷ひたづくりの推進～】	6
水郷ひた清流復活運動	7~8
竜門ダム津江導水路建設に伴う水源枯渇と恒久対策の歴史	9
竜門ダム津江導水路の現状	10
清流度調査	11
水資源に係る年表	12~15
河川水生生物調査	16
筑後川水系水質経年変化	17~19
市内各河川水質検査結果（日田市測定分）	20
生活排水処理人口	21
公共下水道普及状況	22
し尿収集量の推移	22
合併処理浄化槽	23
大気物質の現況	24
公害苦情件数、騒音規制法に基づく基準	25
自動車交通騒音の状況	26
振動規制法に基づく基準	27
悪臭防止法に基づく基準	28~29
ダイオキシン類調査結果	30~31
日田市との公害防止協定締結事務所	32
不法投棄の状況、放置自動車の状況	33
「日田市ポイ捨て等の防止に関する条例」について	34~35
令和6年度までの美化推進モデル地区指定自治会一覧	36
“水郷のまち”クリーンアップ制度（アダプトプログラム）	37
日田市指定保存樹木・樹林	38
巨樹・巨木リスト	39~41
大分県特別保護樹木・樹林	41
日田市指定文化財・大分県指定文化財（天然記念物）	42

○施策の柱 i. に関する数値目標の評価	43～44
【施策の柱 ii. 自然と共生するまち】	45
生物多様性、指定希少野生動植物	46
○施策の柱 ii. に関する数値目標の評価	47
【施策の柱 iii. 脱炭素・循環型のまち】	48
第5次日田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要	49～50
市施設の再生可能エネルギー利用状況	51～52
食品ロス削減の取組	53
ごみ排出量の推移	54
バイオマス資源化センターの稼働状況	55
可燃ごみの組成率（乾燥重量比）	56
リサイクル率の推移	56
資源回収団体奨励金制度	57
ごみステーション（集積所）設置補助制度	57
指定ごみ袋 収支、可燃ごみ減量効果	58
日田市のごみのリサイクルの流れ	59
日田市のごみ処理のあゆみ	60
○施策の柱 iii. に関する数値目標の評価	61
【施策の柱 iv. 環境活動を実践するまち】	62
環境教育・啓発事業	63
日田市学校版環境 I S O	64
こどもエコクラブ	65
ひた市民環境会議	66
環境活動団体一覧表	67
日田市の環境・受賞	68
○施策の柱 iv. に関する数値目標の評価	69
■第3次日田市環境基本計画における重点プロジェクトの進捗状況	70
3. 日田市環境保全条例	71～77
4. 日田市ポイ捨て等の防止に関する条例	78～80
5. 水郷ひた河川を美しくする条例	81～83

I. 第3次日田市環境基本計画 概要

令和3年3月に策定された第3次日田市環境基本計画では、環境施策にSDGsの視点を取り入れ、受け継がれてきた「水郷ひた」と呼ばれる恵まれた自然環境を守り、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進することとしています。

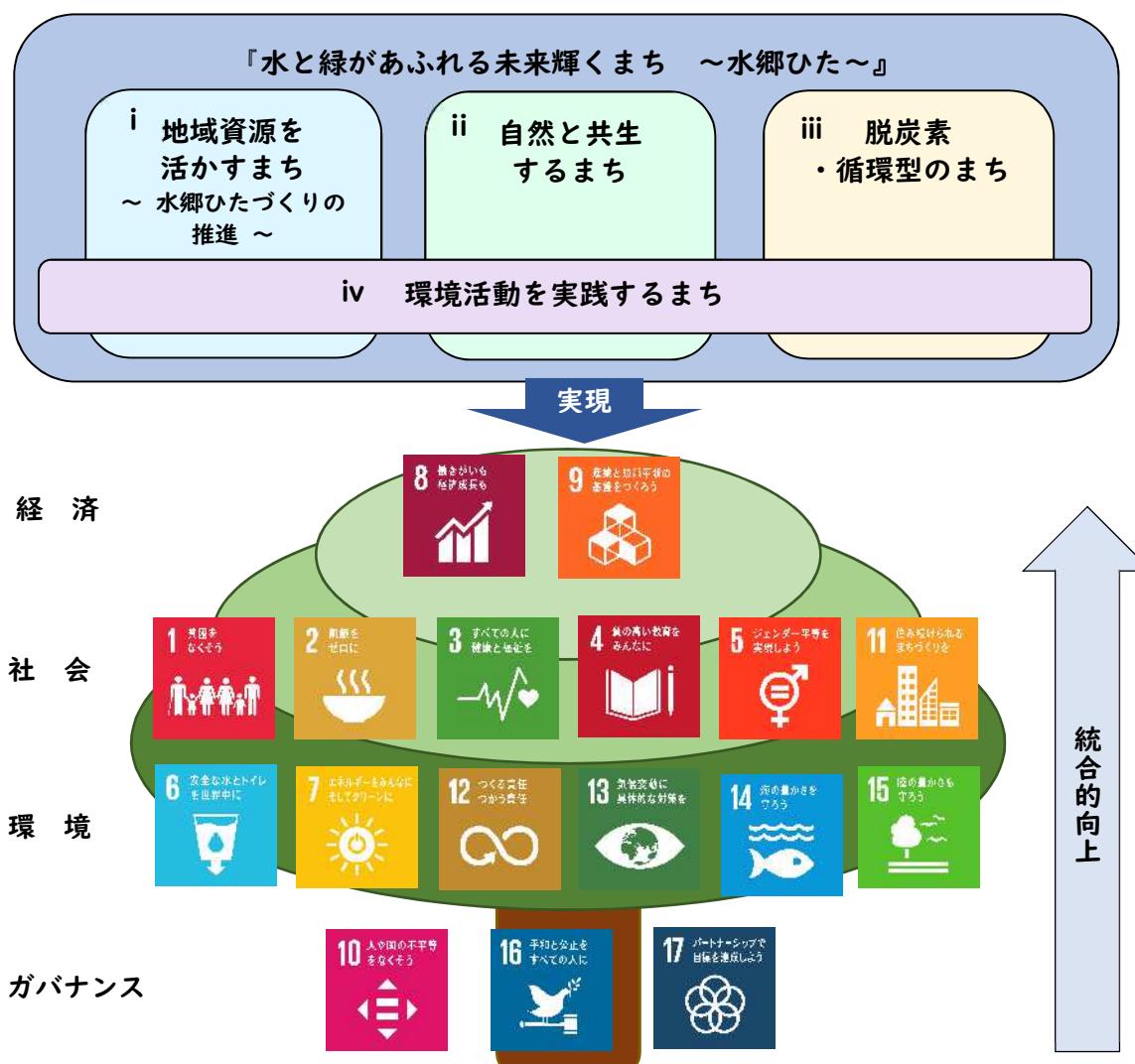
また、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指して、地球温暖化対策に積極的に取り組むこととしています。

基本理念

- 「水」と「緑」の再生による「水郷ひた」の創造
- 持続可能な地域循環共生圏の構築
- 市民・事業者・行政の協働の促進

施策の展開

計画では、4つの施策の柱により基本施策を展開していきます。



目標とする環境像

水と緑があふれる未来輝くまち ~水郷ひた~



i. 地域資源を活かすまち ~水郷ひたづくりの推進~



「水」と「緑」という本市を代表する環境資源を活用し、これらの資源の新たな価値を創造することで、本市全体の環境・経済・社会の統合的な向上を通じた地域全体の活性化を図ります。

ii. 自然と共生するまち



自然共生社会の実現に向けて、生物多様性の保全に配慮した取組を行います。

iii. 脱炭素・循環型のまち

日田市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編) を含む



日田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を推進するため、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

また、気候変動影響に対する適応策にも取り組みます。

iv. 環境活動を実践するまち



市民一人ひとりの環境に対する意識の向上と具体的な行動を促進し、市民・事業者・行政の三者協働の基盤強化と、環境学習の推進や市民団体の活動支援などに努めます。

計画期間

本計画は、第6次日田市総合計画との整合性を図るため、令和3（2021）年度から令和9（2027）年度までの7年間とします。

なお、本計画では前期3年間の重点プロジェクトを定めることとし、社会経済状況等の変化を踏まえ、令和5（2023）年度中に中間見直しを行い、令和9（2027）年度までの後期4年間の重点プロジェクトを定めます。



重点プロジェクト（後期4か年）

後期4年間（令和6年度～令和9年度）の重点プロジェクトとして、3つの項目を定めています。

1. 水郷ひた河川を美しくする条例の周知と普及啓発

健全な水循環を維持するための取組を進めます。

- ①水郷ひたのシンボルである河川を美しくするために市民意識の向上に努め、行動を促進させる。
- ②水循環に関する環境教育と人材育成を推進する。
- ③筑後川上流域や福岡都市圏などとの連携をさらに推進する。

2. 地域資源リサイクルシステムの構築

これまで継続してきた資源有効利用のさらなる推進に努めます。

- ①既存施設を活かした廃棄物処理の統合を目指し取組を進める。
- ②資源の有効利用による二酸化炭素排出量削減を目指す。
- ③日田市が全国的なモデルとして脱炭素社会づくりの一翼を担う。

3. 新清掃センター建設に向けての取組

安定したごみ処理を継続するため、焼却施設の建設に向けた取組を確実に進めます。

- ①施設の運営・維持管理において安全で安定性に優れた建設を目指す。
- ②地域の循環型社会形成及び低炭素社会形成に貢献する施設を目指す。
- ③災害に強く、防災対策機能を備えた施設を目指す。
- ④市民から親しまれる施設を目指す。
- ⑤経済性・効率性に優れた施設を目指す。

2. 第3次日田市環境基本計画の進捗状況

【施策の柱 i. 地域資源を活かすまち～水郷ひたづくりの推進～】

«基本施策»

- (1) 河川や地下水を守る「水循環保全」の推進
- (2) 水辺環境の整備と活用
- (3) 木材需要の拡大による森林の活性化（新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンの推進）
- (4) 環境影響への配慮の取組の強化
- (5) 公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭など）のない良好な生活環境の確保
- (6) ポイ捨てや不法投棄ゼロの良好な生活環境の確保
- (7) 歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全

項目	頁
水郷ひた清流復活運動	7～8
竜門ダム津江導水路建設に伴う水源枯渇と恒久対策の歴史	9
竜門ダム津江導水路の現状	10
清流度調査	11
水資源に係る年表	12～15
河川水生生物調査	16
筑後川水系水質経年変化	17～19
市内各河川水質検査結果（日田市測定分）	20
生活排水処理人口	21
公共下水道普及状況	22
し尿収集量の推移	22
合併処理浄化槽	23
大気物質の現況	24
公害苦情件数、騒音規制法に基づく基準	25
自動車交通騒音の状況	26
振動規制法に基づく基準	27
悪臭防止法に基づく基準	28～29
ダイオキシン類調査結果	30～31
日田市との公害防止協定締結事務所	32
不法投棄の状況、放置自動車の状況	33
「日田市ポイ捨て等の防止に関する条例」について	34～35
令和6年度までの美化推進モデル地区指定自治会一覧	36
“水郷のまち”クリーンアップ制度（アダプトプログラム）	37
日田市指定保存樹木・樹林	38
巨樹・巨木リスト	39～41
大分県特別保護樹木・樹林	41
日田市指定文化財・大分県指定文化財（天然記念物）	42
○施策の柱 i. に関する数値目標の評価	43～44

水郷ひた清流復活運動

【これまでの水量増加運動の経過と成果】

- 平成11年3月に、柳又発電所と松原発電所の水利権（発電の為に川の水を利用する権利）が30年ぶりに更新されることを機に、大山川・三隈川の水量の増加をめざし、大山町と日田市で全住民規模の水量増加運動を行った。（署名活動、総決起集会）
- 日田市議会 「三隈川の水量増加を求める決議」 （平成10年9月25日）
- その後、国県市町や河川管理関係者、九州電力（株）、大山町民、日田市民などで構成する「三隈川・大山川河川環境協議会」が結成され、河川環境や水量などについて話し合いが行われた。
その結果、次のような成果が得られた。

	更新前	更新後
*大山川堰からの放流量	毎秒 1.5 m ³ (1年中)	→ 每秒 4.5 m ³ (3/21～9/30) 每秒 1.8 m ³ (10/1～3/20)
*松原ダムからの放流量	毎秒 0.5 m ³ (1年中)	→ 每秒 1.5 m ³ (1年中)
*大山川への放流量に関しては10年ごとに必要量を協議の上、誠意を持って解決する。 (平成13年10月23日 大分県と九州電力（株）の覚書・確認書)		

※柳又・松原発電所水利使用規則 許可期限：平成41（令和11）年3月31日

【これまでの運動の状況】10年目の見直し

- 水郷ひた再生委員会は、10年ごとの水量協議の時期を前に、「水郷ひたの清流復活をめざして！」をスローガンとして、次のような活動方針をもとに運動を展開。
 - ①大山川堰の放流量 每秒 10 m³以上を求める。（自然流量 20 m³/s の半分）
 - ②松原ダムや高瀬川ダム、大山ダムなどの水質改善を求める。
 - ・高瀬川ダム清流バイパス設置（令和3年3月完成）…高瀬川の清流に、松原ダムからの濁った水が混ざらないようにして、高瀬川下流に清流を戻す。
 - ・大山ダムの水質改善策…赤石川の清流を汚さないためのあらゆる方策。（流入水バイパス、選択取水設備、ばっ気攪拌装置等の設置）
 - ・下筌・松原ダムの水を更にきれいにする。
 - ③日田市民が、省エネルギー・川を汚さない努力をする。
- 議会、市に要請書提出（平成20年7月30日）

○各機関へ要望活動

- ・要望先：大分県、九州電力（株）大分支社、国土交通省（筑後川河川事務所、ダム統合管理事務所、（独）水資源機構（筑後川局））
- ・要望者：水郷ひた再生委員会、日田市、日田市議会
(※大分県知事への要望の際は、県議・市民代表も同行)

○「三隈川・大山川河川環境協議会」（前回の增量協議機関）の再開（平成20年11月18日）

協議会構成：学識者

- 大分県（土木建築部長、生活環境部長）
- 国土交通省（筑後川河川事務所長、ダム統合管理事務所長）
- 九州電力（株）（大分支社用地部長、技術部長）
- （独）水資源機構（大山ダム建設事務所長）
- 市民代表（水郷ひた再生委員会、NPO法人ひた水環境ネットワークセンター、NPO法人大山水環境アスリート）

日田市

【現在の協議状況】

平成 20 年に協議会を再開して以降、大山川流量増加の進展が図られないことから、平成 25 年 6 月に水郷ひた再生委員会、市議会、市の三者連名で、国土交通省、大分県、九州電力(株)等に要望書を提出し、清流復活への切実な願いを再度訴えた。

しかしながら、平成 25 年 10 月の協議会において、九州電力(株)から「現時点では一時的な放流は検討しているものの、常時増やすことは難しい。ただし、今後も協議は継続していきたい。」との回答があり、水量増加の協議は平行線の状況であった。

◆水郷ひた再生委員会、市議会、市の三者連名での要望事項

- (1) 大山川ダム堰からの放流量毎秒 10 m^3 以上を大山川に放流すること
- (2) 大山川、三隈川をはじめとする河川の水質改善を図ること
- (3) 夜明ダム地点において魚類回遊等、川の機能回復対策を図ること

平成 25 年 11 月には、水郷ひた再生委員会から、『平成 26 年 3 月に予定される石井発電所をはじめとする今後の九州電力(株)の水利権更新において、市民の意向を十分に考慮いただき、この協議が合意に至るまでは、地元自治体として賛同されることのないようお願いする。』との要請書が日田市に提出された。

それを踏まえ、大分県からの石井発電所水利権更新についての意見書聴取に対し、地元自治体として回答を行ったが、平成 26 年 3 月 28 日に国土交通省九州地方整備局から九州電力(株)に水利権の更新許可が行われた。

この水利権が更新された後も関係機関で構成する検討会で協議を重ねながら、平成 26 年から平成 27 年にかけてフラッシュ放流を、平成 28 年 1 月から 3 月には社会実験放流を実施した。

これまで実施した社会実験放流の検証を行うため平成 28 年 10 月に「三隈川・大山川河川環境検討会」を開催し、河川環境改善のために河川流量の変化が有効であることを確認した。この検討会の確認を得て、同年 12 月に「三隈川・大山川河川環境協議会」を開催し、河川環境改善のために有効な流量変化を実施するため、現在の年間維持流量に加え、九州電力(株)大山川堰から $1.0 \text{ m}^3/\text{s}$ (年間約 $31,600 \text{ 千m}^3$) の放流量増加を決定した。

今後は、地域関係者が一体となった放流パターンの評価・改善や水質向上に係る協議を行うため「三隈川・大山川河川環境検討会」を継続することとし、概ね 5 年間（平成 29 年は豪雨災害により中止、翌年の平成 30 年以降）を目途に河川環境改善放流パターンを検討していく。

	確認前	確認後
大山川堰からの放流量	毎秒 4.5 m^3 (3/21~9/30) 毎秒 1.8 m^3 (10/1~3/20)	毎秒 4.5 m^3 (3/21~9/30) 毎秒 1.8 m^3 (10/1~3/20) +年間平均毎秒 1.0 m^3

竜門ダム津江導水路建設に伴う水源枯渇と恒久対策の歴史

1. 熊本県への分水の歴史

熊本県菊池市への分水の歴史は古く、文政10年（1827年）から天保6年（1835年）まで8年の歳月と銀353貫（現在の貨幣価値に換算すれば数億円）の巨額を投じて建設された兵戸井手により、日田市上津江地区から熊本県菊池市へ分水が開始しました。この井手の完成によって、菊池川500余町歩の水田が潤ったといわれています。その後、陥没や崩落によって通水できない期間が生じ、昭和7年（1932年）に熊本県側との協定によって大幅な拡張補修工事が行われ、通水が再開しましたが、昭和32年（1957年）の協定の期限を迎えるとともに井手は廃止となりました。

“『上津江村史』による”

2. 竜門ダムへの導水計画

竜門ダムは昭和43年に策定された「菊池川水系工事実施基本計画」に基づき計画が進められました。その計画の中に、上津江地区の津江川から分水して熊本県菊池市鳳木川を通じて竜門ダムに導水する計画が含まれていました。当時の上津江村・中津江村は、松原・下筌ダム建設にみられるように地元への利益還元が極めて少ないことから、この計画に反対の姿勢をとりましたが、長年にわたる交渉の結果、昭和53年に津江分水路計画の申し入れに同意し、同年に九州地方整備局、大分県知事、上津江村長、中津江村長の間で『竜門ダム津江分水に関する覚書』が交わされました。

3. 竜門ダム津江導水路建設による水源枯渇

昭和54年から現地調査が開始され、昭和62年に上津江村都留地区で、平成2年に川原地区で斜坑工事に着手し、平成3年からは津江取水堰及び取水口の工事にも着手しました。工事着手約1年後には都留斜坑付近の都留地区の湧水が枯渇、地区共同水道や簡易水道等の水源も枯渇し、その後も導水路工事が進むとともに上津江川原地区や中津江鶴田地区においても湧水や表流水の枯渇が発生しました。住民の生活や農業等へ大きな被害をもたらし、現在も漏水は続いています。

発生年月	発生状況の一部
昭和63年	都留共同水道 水源枯渇
平成元年	平藪地区湧水 都留川原簡易水道 水源減少
平成3年	幸又地区 湧水枯渇
平成4年	広川地区 谷頭谷 沢水枯渇 鶴田・平野・合鶴地区 水源枯渇 永野・平藪地区 湧水減少、湧水枯渇
平成10年	豆生野地区 ケイゴメ谷 下の谷 沢水枯渇

4. 水源枯渇に対する代替水源の整備

被害を被った住民は『都留・川原坑区水源枯渇対策協議会』を設立し、平成4年に工事中止の申し入れや原状回復を国に強く要望しました。同年『津江分水導水路工事の施工に伴う代替水源対策協定書』が交わされ、国は翌5年から飲料水や農業用水等の代替対策等に着手、平成13年に津江導水路閥連漏水対策施設が完了し、飲料水・生活用水、農業用水の確保が行われました。翌14年には『漏水対策施設の維持管理に関する協定書』が締結され、令和4年には国が維持管理を恒久的に行うことを確認する調印が国、津江水資源環境保全組合、日田市の三者でなされました。

竜門ダム津江導水路の現状

I. 竜門ダム津江導水路における通水の現状

【竜門ダムの概要】

河川名	菊池川水系迫間川
集水面積	26.5 km ²
有効貯水容量	41,500,000 m ³
洪水調整容量	8,000,000 m ³
利水容量	33,500,000 m ³

導水路名（位置）	延長、最大通水量
立門導水路(菊池市)	4.2 km、最大 10 m ³ /s
津江導水路(日田市)	12.2 km、最大 10 m ³ /s
迫間導水路(菊池市)	2.97 km、最大 2.5 m ³ /s

竜門ダムはダムの集水面積 (26.5km²) が狭く、流域内だけでは十分な水が得られないため、流域外の大分県側の筑後川水系から導水（津江導水路）が計画されました。津江導水路は 12.2km の長さで、分水量計画は年間 1900 万トン（毎秒 0.6 トン）とされていました。

しかしながら、平成 12 年に津江導水路は完成したものの、下筌ダム内にある津江導水路取水口からの取水は 1 回も行われず、導水路管付近に存在する地下水が津江導水路内に想定以上に流入し、年間約 1300 万トンもの地下水が現在も竜門ダムへ流入し続けています。

2. 竜門ダム津江導水路管内への地下水流入量

(単位 : m³)

【流入量】

年	計
平成 12 年	21,321,000
平成 13 年	18,298,000
平成 14 年	15,980,000
平成 15 年	15,480,000
平成 16 年	14,245,000
平成 17 年	12,996,000
平成 18 年	13,161,000
平成 19 年	11,812,000
平成 20 年	11,590,000
平成 21 年	11,767,000
平成 22 年	12,418,000
平成 23 年	11,482,000
平成 24 年	11,097,000
平成 25 年	10,860,000

年	計
平成 26 年	10,203,000
平成 27 年	10,977,000
平成 28 年	15,607,000
平成 29 年	15,639,000
平成 30 年	14,262,000
令和 1 年	13,617,000
令和 2 年	14,192,000
令和 3 年	13,853,000
令和 4 年	13,709,000
令和 5 年	13,469,000
令和 6 年	13,310,000

※年間合計値（1月～12月）

3. 竜門ダム津江導水路への地下水流入対策

国は津江導水路内への地下水侵入対策として、平成 18～22 年度までに地山に止水材を注入し、隙間を埋める工法を実施しましたが明確な減量効果はみられませんでした。今後は、周辺の地下水位の計測等を継続するとともに、地下水の流入対策について検討を行っていくこととしています。

清流度調査

【清流度とは】

河川の水質に関して、水平方向に見通した透明性を表す数値。

【調査結果】

令和6年度 清流度調査（11月16日実施）

	①大山川上流 (小五馬橋下)	②大山川下流 (大宮沈橋下)	③玖珠川 (谷組倉庫前)	④三隈川 (旅館街裏)	⑤三隈川 (友愛病院裏)	⑥高瀬川下流 (琴平おこすぎ)	⑦高瀬川中流 (佛石橋下)
気温 (°C)	18.8	20.6	22.1	25.3	20.2	22.8	20.0
水温 (°C)	18.1	18.3	16.8	18.1	16.8	16.1	16.0
清流度 (m)	2.7	3.7	2.1	3.2	1.4	9.0	15.4

令和5年度 清流度調査（11月16日実施）

	①大山川上流 (小五馬橋下)	②大山川下流 (大宮沈橋下)	③玖珠川 (谷組倉庫前)	④三隈川 (旅館街裏)	⑤三隈川 (友愛病院裏)	⑥高瀬川下流 (琴平おこすぎ)	⑦高瀬川中流 (佛石橋下)
気温 (°C)	12.2	9.1	9.8	10.4	12.7	11.4	12.6
水温 (°C)	14.7	13.3	12.4	12.4	13.0	12.4	11.3
清流度 (m)	1.8※	1.7	1.6	1.1	1.4	1.9※	12.1

※上流にて河川工事中

令和4年度 清流度調査（11月8日実施）

	①大山川上流 (小五馬橋下)	②大山川下流 (大宮沈橋下)	③玖珠川 (谷組倉庫前)	④三隈川 (旅館街裏)	⑤三隈川 (友愛病院裏)	⑥高瀬川下流 (琴平おこすぎ)	⑦高瀬川中流 (佛石橋下)
気温 (°C)	14.9	13.0	15.9	17.4	13.2	17.9	12.6
水温 (°C)	16.0	15.1	14.6	15.3	14.7	13.4	11.7
清流度 (m)	2.8	2.4	1.6	1.1	1.2	6.6	10.8

（参考）

平成27年度 清流度調査（10月15日実施）

	①大山川上流 (小五馬橋下)	②大山川下流 (大宮沈橋下)	③玖珠川 (日高グラウンド 前)	④三隈川 (旅館街裏)	⑤三隈川	⑥高瀬川下流 (琴平おこすぎ)	⑦高瀬川中流 (剣の木)
気温 (°C)							
水温 (°C)	18.5	18.0	17.0	17.0		19.0	15.0
清流度 (m)	3.4	3.0	3.3	2.0	1.2 (H27.5.14実施)	4.4	11.5以上

【清流度調査の様子】



【調査地点：高瀬川】



水資源に係る年表

年号	年	月	できごと
明治	40	8	石井発電所完成
大正	2	12	女子畠発電所取水施設として大山川堰完成
	10	1	天瀬町湯山発電所完成
	11	4	大山村と九州水力電気(株)は、大山川流量の2/3を発電用水として取水する契約を締結。
昭和	12	5	三芳発電所完成
	27	1	大山村と九州電力(株)は、大正11年の取水契約を廃し、全水量を水力発電用に引用することを承認。
	28	6	西日本水害（夜明8,500m³/s）流域で147人死亡
	29	6	夜明ダム完成、発電開始
		8	松原・下筌ダム予備調査開始
	34	8	ダム反対派が蜂ノ巣砦築造
	35	4	松原・下筌ダム建設事業着手
	38	11	松原・下筌ダムの建設に関する基本計画告示（高取発電所構想）
	41	2	筑後川水系における水資源開発基本計画（第1次フルプラン）策定
	42	2	高取発電所から柳又発電所への計画変更案に対する意見依頼（建設省→県）
		8	高取発電所から柳又発電所への計画変更を含む基本計画の変更告示
	43	9	隈裏の河川維持流量の三者覚書・日平均流量19m³/sを確保。
	44	6	柳又発電所水利権設定許可（期限 昭73（平11）.3.31）
	48	6	柳又発電所運転開始
	53	9	津江分水に関し三者覚書 27m³/sを超える場合は分水。
	56	2	筑後川水系における水資源開発基本計画を変更（第2次フルプラン）告示（竜門ダム、猪牟田ダム、松原・下筌ダム再開発）
	58	9	松原ダム再開発事業完成 (松原ダムより0.5m³/s、大山川ダムより1.5m³/s放流。千丈地点を3.4m³/sに変更。日田市水道用水。松原ダム選択取水設備)
	59	3	筑後川における水資源開発計画基本計画を一部変更告示（赤石川ダム（後の大山ダム））を追加
	61	5	日田市、0.1m³/sの水利権取得（松原・下筌ダム再開発事業により）
	62	9	竜門ダム本体工事着工
平成	1	2	筑後川水系における水資源開発基本計画を変更（第3次フルプラン）告示（大山ダム、竜門ダム、猪牟田ダムに小石原川ダム追加）
	10	5	民間団体が「三隈川の水量増加」推進実行委員会を発足
		7	大山村の民間団体が「大山川の水量増加」署名実行委員会を発足
		9	「大山川の水量増加」決起集会（大山村） 署名：3,386名
		9	「三隈川の水量増加」を求める市民総決起集会（日田市民会館） 参加者：約1,400名 署名：40,681名
	11	2	第1回 三隈川・大山川流量検討会
		3	柳又発電所の水利権の許可期限 ※1年間の特別許可で更新
		12	三隈川・大山川河川環境協議会発足
	12	3	三隈川・大山川河川環境協議会 大山川流量 3月21日～9月30日まで 4.5m³/s 10月1日～3月20日まで 1.8m³/sで決定
	13	3	柳又発電所水利権更新（期限 平41.3.31）

年号	年	月	で き ご と
平成	13	10	大山川ダム流量に関する覚書 3月21日～9月30日まで $4.5\text{m}^3/\text{s}$ 10月1日～3月20日まで $1.8\text{m}^3/\text{s}$ 水利権許可年に関する確認書 上記覚書にある社会情勢の変化等により、河川維持流量の必要量に変化が生じた時の判断は、大分県の判断により、九州電力(株)の水利権許可年から、原則として10年毎に行う。
		14	3
		15	4
		17	3 日田市郡6市町村が合併 4 高瀬川の清流を取り戻す会が日田市へ清流バイパス建設の要望 5 高瀬川の清流を取り戻す会が大分県へ清流バイパス建設の要望
		19	2 三隈川の水量増加推進実行委員会を「水郷ひた再生委員会」に改組 3 水郷ひた再生委員会が関係機関に要望書提出 4 大山ダム本体工事着工 4 三隈川・大山川河川環境協議会に係る検討会の開催（以後4回開催） 7 三隈川旅館街付近川干し清掃検討会（水郷ひた再生委員会主催、以後2回開催）
	20	7	三隈川・大山川河川環境協議会に係る検討会の開催（以後2回開催） 7 「水郷ひた再生委員会」市長・議長へ要望書提出 10 「水郷ひた再生委員会」署名開始 10 三隈川・大山川河川環境協議会幹事会（第1回） 11 三隈川・大山川河川環境協議会委員会 11 「高瀬川の清流バイパス建設」要求住民大会開催 12 水郷ひた戦略会議（第1回） 12 「水郷ひたの清流復活をめざして」日田市民大会開催 参加者数：約1,000名 署名数：34,686名
		21	1 三隈川・大山川河川環境協議会幹事会（第2回） 2 「水郷ひたの清流復活をめざして」各関係機関に要望（国交省・大分県・九電） 2 三隈川・大山川河川環境協議会幹事会（第3回） 2 水郷ひた戦略会議（第2回） 5 三隈川・大山川河川環境協議会幹事会（第4回） 5 水郷ひた戦略会議（第3回） 6 三隈川・大山川の河川環境再生に向けて「水郷ひたの清流復活!!シンポジウム」を開催 パトリア日田ホール 参加者：約300人 10 水郷ひた戦略会議（第4回） 12 三隈川・大山川河川環境検討会（第1回）
		22	1 三隈川・大山川河川環境検討会（第2回） 2 三隈川・大山川河川環境検討会（第3回） 3 三隈川・大山川河川環境検討会（第4回） 4 三隈川・大山川河川環境検討会（第5回） 5 水郷ひた戦略会議（第5回） 5 三隈川・大山川河川環境検討会（第6回） 6 三隈川・大山川河川環境検討会（第7回） 7 三隈川・大山川河川環境検討会（第8回） 9 水郷ひた戦略会議（第6回）

年号	年	月	で き ご と
平成	22	10	三隈川・大山川河川環境検討会（第9回）
	23	1	「水郷ひたの清流復活!!市民報告会」開催 パトリア日田小ホール 参加者:約400人
		3	三隈川・大山川河川環境検討会（第10回）
		4	水郷ひた戦略会議（第7回）
		6	三隈川・大山川河川環境検討会（第11回）
		7	三隈川・大山川河川環境検討会（第12回）
		8	水郷ひた戦略会議（第8回）
		8	三隈川・大山川河川環境検討会（第13回）
		9	三隈川・大山川河川環境協議会
		10	社会実験（フラッシュ放流）実施（9/26～10/6） 10m³/s、20m³/s、30m³/s、40m³/s
24	1		三隈川・大山川河川環境検討会（第14回）
	2		水郷ひた戦略会議（第9回）
	3		社会実験（フラッシュ放流）実施（3/1） 40m³/s
	12		三隈川・大山川河川環境検討会（第17回）
25	6		水郷ひた再生委員会が日田市、日田市議会あてに清流復活に関する要望書の提出
	6		国土交通省九州地方整備局、筑後川河川事務所・筑後川ダム統合管理事務所、大分県へ清流復活に関する要望書の提出
	7		九州電力（株）大分支社へ清流復活に関する要望書の提出
	8		三隈川・大山川河川環境検討会（第18回）
	10		三隈川・大山川河川環境協議会
	11		水郷ひた再生委員会が日田市に、石井発電所をはじめとする九州電力（株）の水利権更新に関する要請書の提出
26	3		日田市から大分県に水利権更新に関する意見回答
	3		国土交通省九州地方整備局から九州電力（株）に水利権の許可通知
	10		三隈川・大山川河川環境検討会（第19回）
	10		三隈川・大山川河川環境検討会（第20回）
	11		高瀬川ダム見学会開催（高瀬振興協議会主催）
27	1		フラッシュ放流実施（1/27～2/24の間で3回実施） 40m³/s
	2		三隈川・大山川河川環境検討会（第21回）
	2		高瀬川の清流復活を願って語ろう会開催（高瀬振興協議会主催）
	6		三隈川・大山川河川環境検討会（第22回）
	12		三隈川・大山川河川環境検討会（第23回）
28	1		大山川の維持流量昼夜変化による社会実験放流（1/20～3/17）
	3		三隈川・大山川河川環境検討会（第24回）
	4		大山川の維持流量昼夜変化による社会実験放流（4/25～5/15）
	10		三隈川・大山川河川環境検討会（第25回）
	11		「水郷ひた清流復活市民大会」開催 パトリア日田 参加者数：約1,000名
	12		三隈川・大山川河川環境協議会 大山川の現在の維持流量に加え毎秒1.0m³（年間約31,600千m³）の增量を決定

年号	年	月	できごと
平成	29	2	フラッシュ放流実施 (2/7) 40m³/s
		3	日田市から大分県に水利権更新に関する意見回答
		3	国土交通省九州地方整備局から九州電力(株)に水利権の許可通知
	30	2	フラッシュ放流実施 (2/6、2/20) 40m³/s
		12	フラッシュ放流実施 (12/13) 40m³/s
	31	2	フラッシュ放流実施 (2/7、2/20) 40m³/s
令和	1	5	「2019水郷ひた清流復活報告会」開催 (5/29) マリエールオークパイン
	12	フラッシュ放流実施 (12/12) 25m³/s	
	2	1	三隈川・大山川河川環境検討会 (第26回)
	3	3	高瀬川分水路施設 完成
		4	「水郷ひた河川を美しくする条例」施行
		4	高瀬川分水路施設 竣工式
	4	1	三隈川・大山川河川環境検討会 (第27回)
	4	12	三隈川・大山川河川環境検討会 (第28回)
	5	11	三隈川・大山川河川環境検討会 (第29回)
	6	11	三隈川・大山川河川環境検討会 (第30回)

高瀬川分水路施設（令和3年3月完成）



取水施設



放流施設：右岸



河川水生生物調査

【水生生物調査とは】

水生生物の種類を調べることで、河川水質が4つのレベルのどの段階なのかを判定する調査

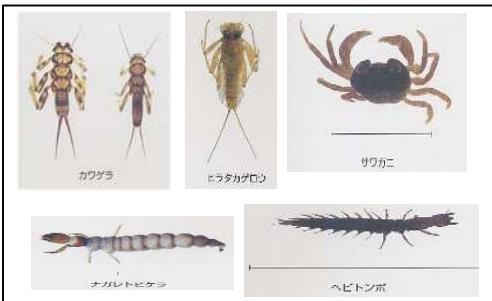
水質評価	I : きれいな水	II : ややきれいな水	III : 汚い水	IV : 大変汚い水
------	-----------	--------------	-----------	------------

【調査結果】

調査 河川	調査地点	調査団体	年 度 别 水 質 の 評 価							多く確認された指標生物(令和5年度)
			30	R1	2	3	4	5	6	
鯛生川	上流（市ノ瀬公園）	中津江公民館					I			ナガレトビケラ類、ヒラタカゲロウ類
柚木川	上流（旧柚木小下）		I							カワゲラ類、サワガニ、ナガレトビケラ類
合楽川	下流（栗宮橋付近）	いつま小学校					I			サワガニ、カワニナ類
下流（天瀬公民館付近）			I	I					サワガニ、カワニナ類、カゲロウ類	
玖珠川	中流（天瀬振興局付近）	天瀬公民館					I	I		ヒラタカゲロウ類、ヒゲナガカワトビケラ類
大山川	中流（振興局付近）		I	I						ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類
中流（大山小学校付近）	大山小学校、大山公民館						I			カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類
高瀬川	下流（徳行橋、鰐渕橋）	I	I	I	I				サワガニ、ヘビトンボ	
上流高（高瀬小学校付近）	高瀬小学校、高瀬放課後児童クラブ						I	I		サワガニ、ヒラタカゲロウ類
串川	上流（串川橋付近）	五和公民館、石井小学校						I		ヒラタカゲロウ類、ヒゲナガカワトビケラ類
中流（小畠公民館付近）			I						カワニナ類、ヒラタカゲロウ類	
二串川	上流（塩井橋付近）	朝日公民館				I				カワゲラ類、カゲロウ類
田代川	下流（松岡ガーデン付近）					I				ヒラタカゲロウ類、カワニナ類
下流（三芳小横水路）	三芳小学校	I	I			I				サワガニ、ナガレトビケラ類
三隈川	若宮公民館	I	I	I					カワニナ類、サワガニ、ヒラタカゲロウ類	
日隈公民館	日隈公民館	I	I							カワニナ類、ヒラタカゲロウ類
日隈小学校					I	I		I		カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類
ひのくま放課後児童クラブ	桂林公民館	I	I			I				ヒラタカゲロウ類、カワニナ類
上流（城内橋付近）				I	I					カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類、カゲロウ類
上流（慈眼山公園付近）	桂林公民館						I	I		ヒゲナガカワトビケラ類、ニンギョウトビケラ類
中流（坂本橋付近）	三和小、三花公民館			I	I	I		I		ヒラタカゲロウ類、ナガレトビケラ類
下流（丸の内こども園付近）	咸宜公民館			I	I	I	I	I		ナガレトビケラ類、ヒラタカゲロウ類
中流（御幸橋付近）	光岡公民館、光岡小学校		I							ヒラタカゲロウ類
中流（荻鶴橋付近）			I		I	I	I			ナガレトビケラ類、ヒラタカゲロウ類
小野川	中流（小野公民館付近）	小野公民館				I				カゲロウ類、ナガレトビケラ類
有田川	中流（西有田郵便局付近）	有田小、東有田公民館	II	I	I		I			ヒラタカゲロウ類
中流（小寒水橋付近）						I	I		カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類	
石松川	上流（尾当橋先付近）	西有田公民館			II		I			ヒラタカゲロウ類、カワニナ類
大肥川	上流（釜戸橋付近）	大明小学校							II	カワニナ類、サワガニ
鶴河内川	下流（守田橋付近）	夜明・大鶴公民館						I		サワガニ、ヒラタカゲロウ類、タニシ類
串川	上流	石井っこ	I							カワゲラ類、サワガニ、ナガレトビケラ類
中野川	下流（三芳小学校付近）	三芳公民館	I							カワニナ類、サワガニ
吹上川	中流（光岡小学校付近）	光岡小学校	I	I		I	I			ヒラタカゲロウ類、サワガニ、カワニナ類

【指標生物】

«きれいな水の指標生物»



【水生生物調査の様子】



«ややきれいな水の指標生物»



«汚い水の指標生物»



筑後川水系水質経年変化

【用語解説】

測定項目	解説	環境基準値(A類型)
水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を示すものでpHが7のときは中性、これより数値が高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性であることを示す。	6.5以上 8.5以下
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	河川の汚濁物質が微生物によって無機化またはガス化されるときに必要な酸素量。水の汚れを示す指標で、値が高いほど河川が汚れている。	2 mg / L以下
浮遊物質量 (SS)	水中に浮遊又は分散している直径2 mm以下の粒子状の物質で、これが多いため濁りの原因になる。	25 mg / L以下
溶存酸素量 (DO)	水中に溶けている酸素の量で、有機物による汚染が著しいほど低い数値となる。	7.5 mg / L以上
大腸菌群数	100 mL中に存在する大腸菌群の数。大腸菌群には、動物の糞便由来のもの以外にも土壤、植物など自然界に由来するものも多くある。	1,000 MPN / 100 mL以下
大腸菌数※1	100 mL中に存在する大腸菌の数。大腸菌群数と異なり、糞便由来の大腸菌のみを検出する。	300 CFU / 100 mL以下

※1：令和4年度以降、環境基準が『大腸菌群数』から『大腸菌数』に変更になったため、『大腸菌群数』の数値については令和4年度以降『大腸菌数』を示す。

※2：BODの75%値とは、年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、環境基準へ適合しているか判断する際に使用する。

【大分県実施結果】

■ 筑後川 (柚木)

(出典：大分県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書)

年度	pH	BOD (mg/L)		SS(mg/L)	DO(mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100 mL)
		平均値	75%値※2			
H30	7.2~7.9	0.7	0.8	3	9.5	140 ~ 3,300
R1	7.2~8.4	0.8	0.8	2	9.5	70 ~ 3,300
R2	7.1~8.3	0.9	0.9	3	10	49 ~ 13,000
R3	7.3~8.0	1.1	1.3	4	11	13 ~ 170,000
R4※1	7.4~8.5	1.0	1.2	3	11	2 ~ 590
R5※1	7.4~8.1	0.9	0.8	3	11	2 ~ 160

■ 筑後川 (三隈大橋)

年度	pH	BOD (mg / L)		SS(mg/L)	DO(mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100 mL)
		平均値	75%値※2			
H30	7.5～8.1	0.6	0.7	3	10	330～3,300
R1	7.4～8.3	0.7	0.7	4	10	1,100～11,000
R2	7.5～7.8	0.8	0.9	3	10	220～11,000
R3	7.4～8.2	0.9	1.0	5	10	110～11,000
R4※1	7.6～8.3	1.0	1.2	4	10	30～93
R5※1	7.6～8.1	0.8	1.0	5	10	25～79

■ 筑後川 (川下)

H30	7.6～7.7	0.7	0.7	7	9.8	790～3,300
R1	7.3～7.8	0.9	1.0	7	10	1,100～24,000
R2	7.5～7.8	0.8	0.9	8	9.9	240～11,000
R3	7.5～8.5	0.9	1.0	5	10	130～7,900
R4※1	7.8～8.4	1.0	1.1	5	10	48～960
R5※1	7.6～8.0	0.8	0.9	5	9.9	120～200

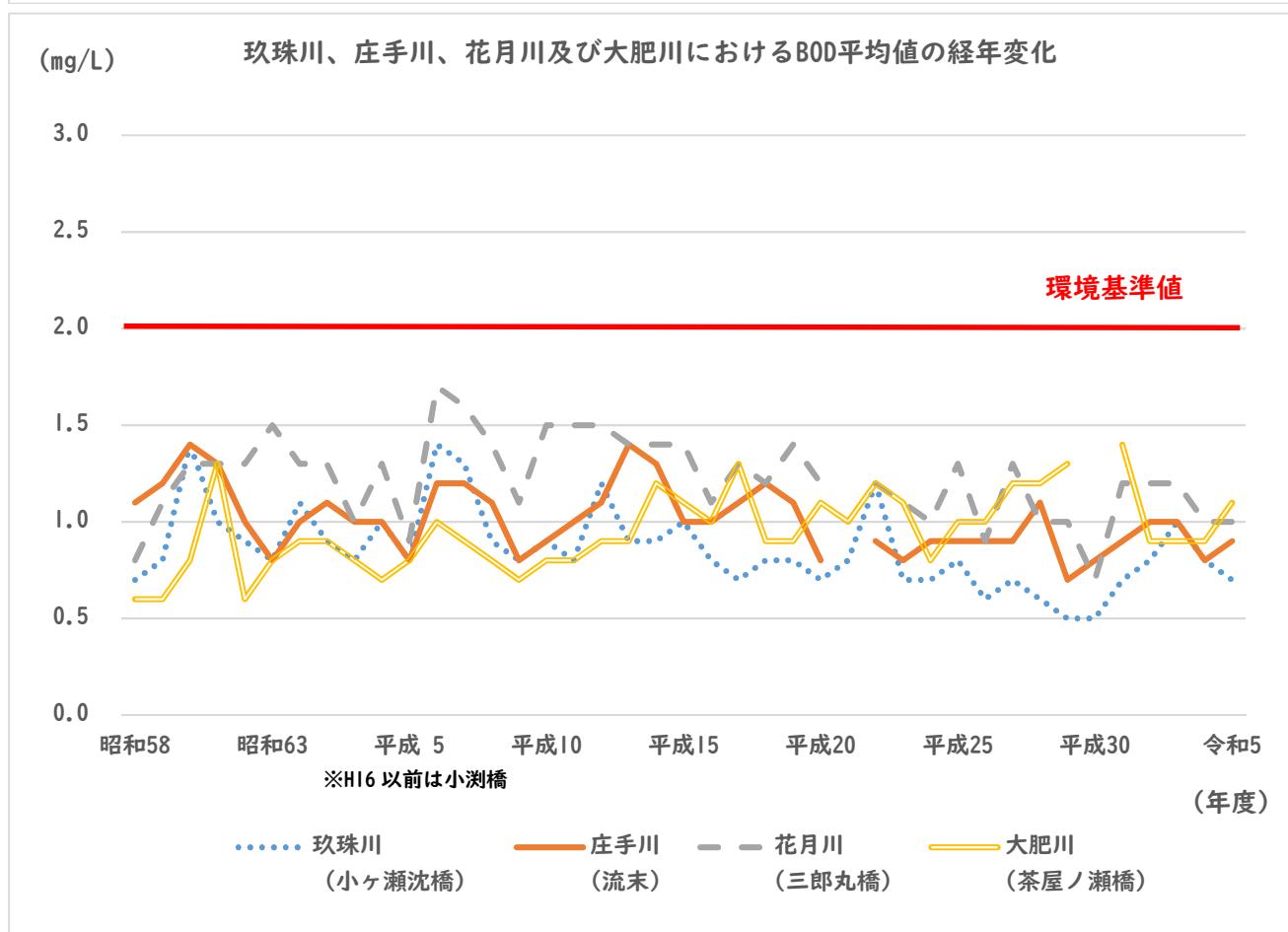
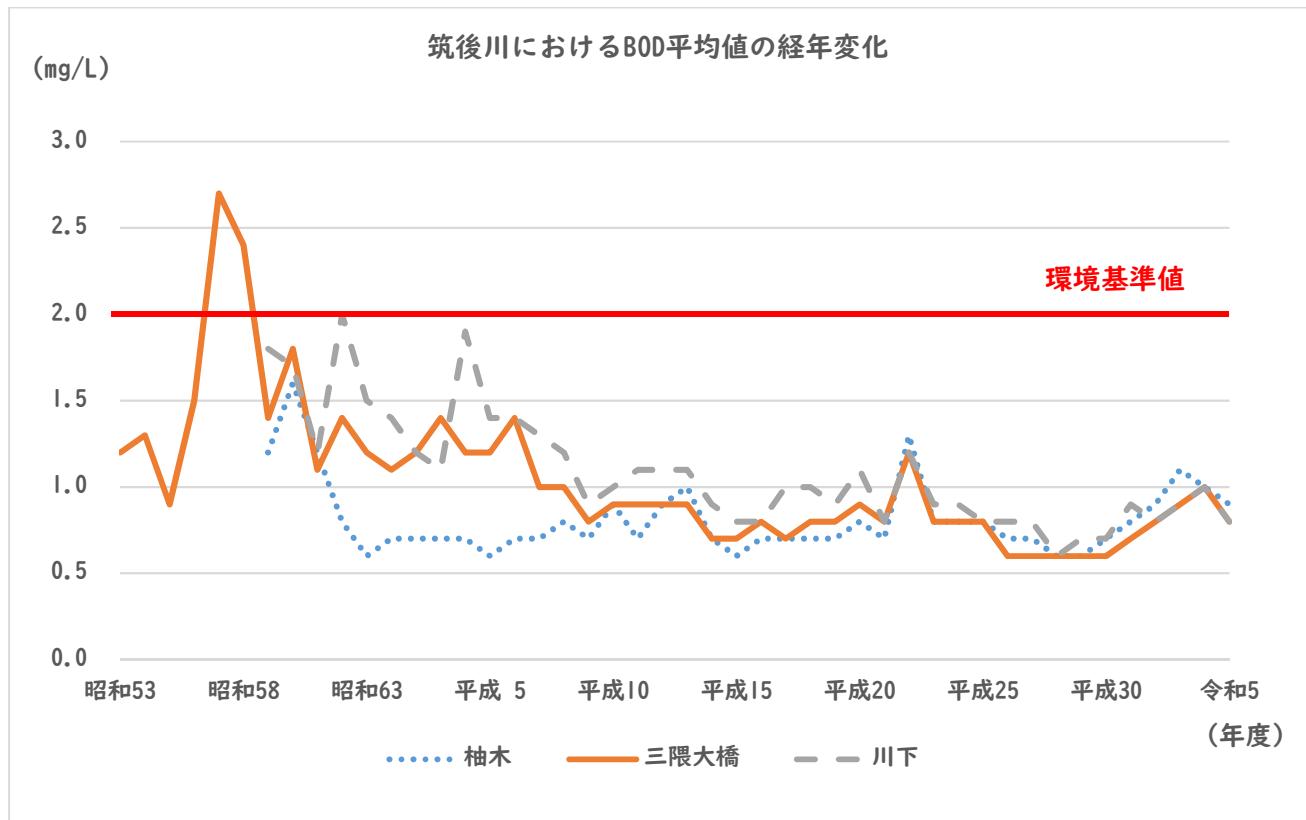
■ 玖珠川 (小ヶ瀬沈橋)

H30	7.6～7.8	0.5	0.5	4	10	—
R1	7.4～8.3	0.7	0.8	5	10	—
R2	7.7～7.8	0.8	0.8	5	9.5	—
R3	7.4～8.3	1.0	1.0	5	10	—
R4	7.8～8.4	0.8	0.9	8	10	—
R5	7.8～7.9	0.7	0.8	4	10	—

■ 大肥川 (茶屋ノ瀬橋)

H30	—	—	—	—	—	—
R1	7.5～8.3	1.4	1.1	15	10	2,200～79,000
R2	7.6～8.3	0.9	0.9	10	10	3,300～54,000
R3	7.9～8.3	0.9	1.2	10	10	3300～130,000
R4※1	8.1～8.6	0.9	1.2	4	9.9	23～240
R5※1	7.9～8.3	1.1	1.5	4	9.6	15～610

【BOD 平均値の経年変化グラフ】



市内各河川水質検査結果

【用語解説】

測定項目	
全窒素	窒素化合物の総称で、生活排水や工場・畜産排水等の影響で増加する。数値が高いと藻類の異常繁殖など水質悪化の原因になる。
全リン	リン化合物の総称で、生活排水や工場排水等の混入により増加する。全窒素と同様に、数値が高いと藻類の異常繁殖など水質悪化の原因になる。
透視度	目で確認した水の透き通り度合いを表し、値が高いほど、透き通っているといえる。

※pH、BOD、SS及び大腸菌数の用語解説及び環境基準値については16ページを参照。

【日田市実施結果（令和6年度）】（31河川42箇所 年4回測定）

地 点 番 号	河川名	地点名	pH	BOD		SS	全窒素	全リン	大腸菌数	透視度
				(mg/L)	平均値					
			最小値	最大値	75%値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値
1	上野田川	上津江郵便局下	7.4	～ 7.8	0.5	0.5	2	0.30	0.010	14 ～ 58 130
2	上野田川	流末	7.5	～ 8.0	0.5	0.5	1	0.33	0.010	19 ～ 79 130
3	川原川	小竹砂防堰堤	7.3	～ 7.5	0.5	0.5	1	0.33	0.010	11 ～ 21 130
4	川原川	流末	7.4	～ 7.9	0.6	0.5	1	0.29	0.010	10 ～ 29 123
5	鯛生川	姉子渕橋	7.4	～ 7.7	0.5	0.5	3	0.46	0.013	6 ～ 140 130
6	津江川	旧振興局付近	7.4	～ 7.8	0.5	0.5	5	0.37	0.010	19 ～ 510 130
7	津江川	柄原グラウンド	7.1	～ 7.7	0.7	0.6	3	0.32	0.010	3 ～ 130 100
8	梅野川	流末	7.1	～ 7.5	0.5	0.5	1	0.23	0.010	13 ～ 81 130
9	田ノ頭川	流末	7.3	～ 7.5	0.8	0.9	2	0.36	0.018	36 ～ 150 130
10	梅木川	流末	7.3	～ 7.6	0.7	0.8	1	0.54	0.040	28 ～ 62 130
11	高瀬川	前津江地区流末	7.5	～ 7.9	0.6	0.7	1	0.37	0.010	5 ～ 64 130
12	大山川	松原沈橋	7.6	～ 8.2	0.9	0.9	1	0.35	0.015	9 ～ 68 130
13	大山川	田中渕橋	7.6	～ 8.1	0.8	0.9	2	0.44	0.028	3 ～ 60 130
14	赤石川	流末	7.6	～ 7.7	0.8	0.7	2	0.35	0.013	9 ～ 170 130
15	上野川	鎌手橋	7.4	～ 7.8	0.5	0.5	1	0.48	0.020	10 ～ 110 130
16	出口谷川	出口芋作付近	7.3	～ 7.6	0.5	0.5	2	1.04	0.025	0 ～ 110 130
17	合楽川	古賀橋	7.5	～ 7.7	0.8	0.9	2	0.89	0.040	19 ～ 530 130
18	矢瀬川	流末	7.7	～ 8.2	0.6	0.6	1	0.45	0.040	50 ～ 440 130
19	玖珠川	振興局裏	7.7	～ 8.1	1.0	0.9	6	0.65	0.048	63 ～ 420 97
20	玖珠川	小渕橋	7.7	～ 8.7	1.0	1.0	5	0.58	0.038	6 ～ 240 88
21	大山川	大宮橋	7.6	～ 8.5	1.0	1.0	2	0.42	0.018	13 ～ 58 130
22	高瀬川	流末	7.7	～ 8.5	0.9	0.8	2	0.65	0.023	22 ～ 130 130
23	三隈川	三隈大橋	7.6	～ 8.6	1.1	1.4	11	0.54	0.040	24 ～ 120 75
24	三隈川	夜明ダム	7.5	～ 8.9	1.0	0.9	3	0.55	0.035	1 ～ 86 82
25	中野川	流末	7.9	～ 8.4	1.4	1.7	3	0.62	0.035	270 ～ 1,700 102
26	城内川	流末	8.0	～ 8.6	1.7	2.3	3	0.72	0.050	330 ～ 1,000 92
27	庄手川	流末	7.7	～ 8.3	1.0	1.1	3	0.49	0.028	40 ～ 280 96
28	一の瀬川	流末	7.6	～ 8.0	0.5	0.5	8	0.50	0.033	17 ～ 360 118
29	一の瀬川	駄止橋	7.6	～ 7.9	0.6	0.5	6	0.43	0.030	2 ～ 55 99
30	花月川	中井鶴橋	7.6	～ 8.9	0.6	0.5	144	1.24	0.033	25 ～ 62 96
31	花月川	三郎丸橋	7.5	～ 8.3	1.0	1.2	15	0.76	0.038	87 ～ 300 48
32	花月川	夕田橋	7.6	～ 7.8	1.1	1.0	12	0.65	0.028	77 ～ 270 87
33	小野川	流末	7.8	～ 8.7	0.7	0.7	88	0.63	0.035	29 ～ 300 57
34	求来里川	流末	7.6	～ 8.2	1.4	1.7	5	2.13	0.088	17 ～ 330 86
35	有田川	流末	7.7	～ 8.0	1.2	1.4	3	0.85	0.055	45 ～ 210 100
36	蕪谷川	流末	7.1	～ 7.7	0.8	0.9	3	0.86	0.030	9 ～ 230 112
37	奥谷川	流末	6.9	～ 7.3	0.9	0.9	5	4.05	0.068	67 ～ 450 80
38	二串川	流末	7.5	～ 8.1	0.8	0.8	4	2.98	0.225	51 ～ 300 93
39	串川	流末	7.6	～ 8.2	0.6	0.6	4	0.92	0.073	37 ～ 690 124
40	内河野川	流末	7.7	～ 7.9	0.6	0.5	29	0.78	0.030	9 ～ 320 99
41	大肥川	茶屋ノ瀬新橋	7.8	～ 8.5	1.5	1.3	6	0.50	0.025	65 ～ 220 88
42	堺ノ谷川	流末	7.5	～ 7.8	0.7	0.7	4	3.38	0.145	21 ～ 240 128

環境基準値が設定されている地点

生活排水処理人口

【生活排水処理人口の推移】

		令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	
生活排水 処理人口 (人)	公共下水道（水洗化人口）	39,676	64.5%	39,263	64.9%
	特定環境保全公共下水道	537	0.9%	541	0.9%
	農業集落排水	1,047	1.7%	1,051	1.7%
	コミュニティ・プラント	0	0.0%	0	0.0%
	合 計	49,686	80.8%	49,093	81.1%
				48,608	81.5%
生活排水 未処理 人口 (人)	単独処理浄化槽	904	1.5%	843	1.4%
	し尿汲取り等	10,904	17.7%	10,606	17.5%
	合 計	11,808	19.2%	11,449	18.9%
※し尿汲取り等には自家処理又は不明分を含む。					

【管内別生活排水処理人口】

(令和6年度末)

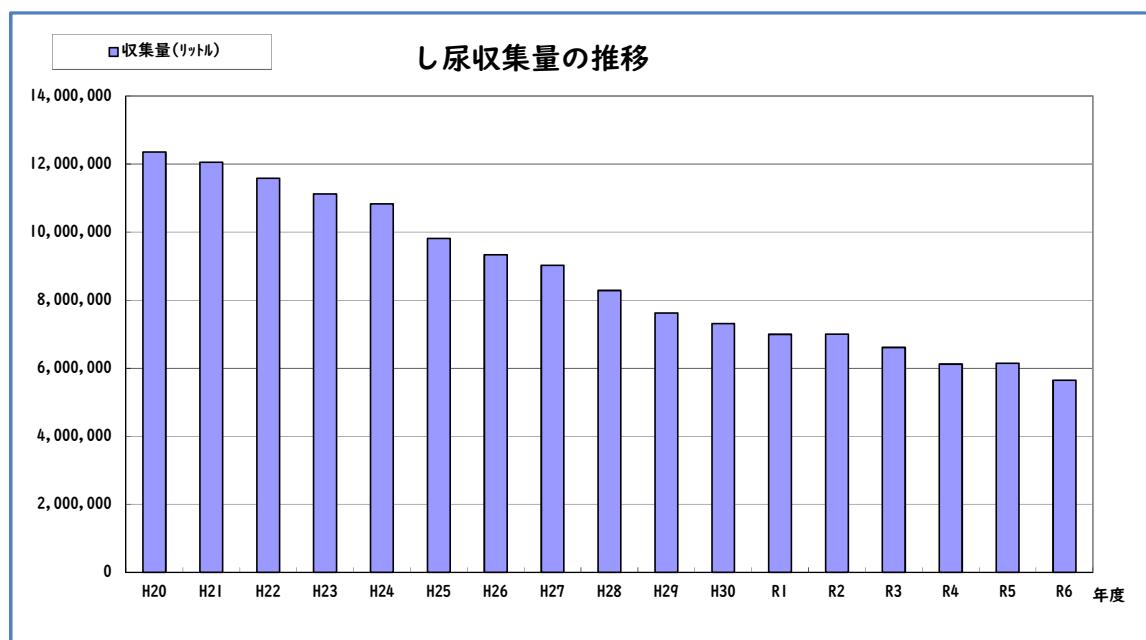
		日田	天瀬	大山	前津江	中津江	上津江	合計
生活排水 処理人口 (人)	公共下水道（水洗化人口）	39,049	—	—	—	—	—	39,049
	普及率	75.4%	—	—	—	—	—	65.4%
	特定環境保全公共下水道	—	—	509	—	—	—	509
	普及率	—	—	23.0%	—	—	—	0.9%
	農業集落排水	1,015	—	—	—	—	—	1,015
	普及率	2.0%	—	—	—	—	—	1.7%
	コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—	—	—
	普及率	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	44,070	1,827	1,530	435	328	418	48,608
		85.1%	49.6%	69.2%	56.0%	55.7%	69.9%	81.5%
生活排水 未処理 人口 (人)	単独処理浄化槽	520	183	64	15	8	11	801
	率	1.0%	5.0%	2.9%	1.9%	1.4%	1.8%	1.3%
	し尿汲取り等	7,219	1,674	617	327	253	169	10,259
	率	13.9%	45.4%	27.9%	42.1%	43.0%	28.3%	17.2%
	合 計	7,739	1,857	681	342	261	180	11,060
旧市町村別人口(人)		51,809	3,684	2,211	777	589	598	59,668

公共下水道普及状況

項目	年度 H28年度	年度 H29年度	年度 H30年度	年度 R1年度	年度 R2年度	年度 R3年度	年度 R4年度	年度 R5年度	年度 R6年度
整備面積 (ha)	1,215.2	1,215.2	1,232.2	1,233.5	1,233.6	1,233.6	1,233.6	1,233.7	1,233.7
①日田市人口 (人)	67,062	66,171	65,225	64,356	63,434	62,464	61,494	60,542	59,668
②処理区域内人口 (人)	45,639	45,253	46,268	45,603	45,256	44,942	44,493	44,069	43,679
③普及率 (②／①)	68.1%	68.4%	70.9%	70.9%	71.3%	71.9%	72.4%	72.8%	73.2%
④新規供用開始を除く人口	45,130	45,253	46,268	45,603	45,256	44,942	44,493	44,069	43,679
⑤水洗化人口 (人)	41,162	41,042	41,703	41,337	40,173	40,055	39,676	39,263	39,049
⑥水洗化率 (⑤／④)	91.2%	90.7%	90.1%	90.6%	88.8%	89.1%	89.2%	89.1%	89.4%

し尿収集量の推移

年度	収集量(リットル)	前年差	年度	収集量(リットル)	前年差	年度	収集量(リットル)	前年差
H20年度	12,349,489	△ 469,375	H26年度	9,337,850	△ 479,120	R2年度	7,003,280	6,790
H21年度	12,057,210	△ 292,279	H27年度	9,029,500	△ 308,350	R3年度	6,612,510	△ 390,770
H22年度	11,581,670	△ 475,540	H28年度	8,285,380	△ 744,120	R4年度	6,124,123	△ 488,387
H23年度	11,129,880	△ 451,790	H29年度	7,623,630	△ 661,750	R5年度	6,144,460	20,337
H24年度	10,836,210	△ 293,670	H30年度	7,313,240	△ 310,390	R6年度	5,649,444	△ 495,016
H25年度	9,816,970	△ 1,019,240	R1年度	6,996,490	△ 316,750			



合併処理浄化槽

浄化槽は、主に公共下水道などが整備されていない地域を対象に設置され、水洗トイレからの汚水(し尿)や台所・風呂・洗濯排水(生活雑排水)を微生物の働きなどをを利用して浄化し、きれいな水にして河川等へ放流するものです。適切な維持管理をすることで、公共下水道と同程度の処理能力を発揮します。

【合併処理浄化槽設置整備費補助制度】

浄化槽の設置には、自動車1台分のスペースがあれば十分で、工事期間も短期間で済みます。私たちは生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、各家庭から河川へ排出される生活雑排水等の縮減に努めなければなりません。そのため、市では浄化槽の設置に要する費用の一部を補助しています。

新規設置	5人槽	332,000円	転換設置 (単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの切替)	5人槽	532,000円
	7人槽	414,000円		7人槽	614,000円
	10人槽	548,000円		10人槽	748,000円

※都市計画区域内に浄化槽を設置する場合、3万円の上乗せ補助があります。

※市外から移住して浄化槽を設置する場合、10万円の上乗せ補助があります。

※単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、宅内配管へ30万円の上乗せ補助があります。

※単独処理浄化槽からの転換に伴い、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合、撤去費へ12万円の上乗せ補助があります。

※汲み取り便槽からの転換に伴い、既設の汲み取り便槽を撤去する場合は、撤去費へ9万円の上乗せ補助があります。

【合併処理浄化槽設置補助基数】

	合併処理浄化槽補助基数						
	日田	天瀬	大山	前津江	中津江	上津江	合計
H29年度までの累計	S62年度から 1,913	H5年度から 723	H4年度から 431	H5年度から 181	H3年度から 122	H3年度から 159	3,529
H30年度	32	14	1	1	4	4	56
R1年度	31	15	5	3	2	0	56
R2年度	31	13	3	2	2	0	51
R3年度	22	9	5	1	2	0	39
R4年度	32	12	3	3	2	1	53
R5年度	20	8	6	1	1	0	36
R6年度	22	6	3	1	1	0	33

【令和6年度合併処理浄化槽設置整備補助金交付状況】

人槽	補助基数	補助金交付額(千円)※端数調整			総設置事業費(円)	平均設置事業費(円)
		国	県	市		
5人槽	26基	16,832	6,414	3,777	6,641	30,317,788
7人槽	7基	6,198	2,484	1,738	1,976	12,244,690
10人槽	0基	0	0	0	0	0
計	33基	23,030	8,898	5,515	86,17	42,562,478
						1,289,772

※設置費用には宅内リフォームの経費は含まれません。

大気物質の現況 (出典：大分県環境白書、大分県大気環境調査報告書)

【環境基準の達成状況】

大分県西部振興局の一般環境大気測定局で常時監視が行われている。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準を達成している。光化学オキシダントについては、昼間の1時間値の年平均値が0.06ppmを超えていないものの、実際は、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間が257時間となっており、環境基準を達成できていない。ただし、光化学オキシダントの注意報発令基準濃度である0.12ppmを上回ることはなかった。

【一般環境大気測定結果】(各大気汚染物質の年平均値)

大気汚染物質	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント(ppm)
環境基準				
測定地点	年度			
(城町一丁目) 大分県西部振興局	令和3年	0.002	0.005	0.031
	令和4年	0.002	0.004	0.030
	令和5年	0.002	0.004	0.029

<<光化学オキシダント(光化学スモッグ)>>

【発令区分】下記の濃度になったら、大分県から注意報等が発令される。

(予 報)：濃度(1時間値)が0.10ppmを超えると、さらに状態の一段の悪化が予測されるとき。

(注 意 報)：濃度(1時間値)が0.12ppm以上となり、状態の継続が認められるとき。

(警 報)：濃度(1時間値)が0.24ppm以上となり、状態の継続が認められるとき。

(重大警報)：濃度(1時間値)が0.40ppm以上となり、状態の継続が認められるとき。

<<微小粒子状物質(PM2.5)>>

【判断区分】下記の濃度になったら、大分県から注意喚起が実施される。

(注意喚起)：午前5、6、7時の1時間値の平均値が85μg/m³を超える時

午前5時から12時までの1時間値の平均値が80μg/m³を超える時

午後1時以降は午前5時から各時間帯までの1時間値の平均値が70μg/m³を超える時

(平成26年12月より大分県の判断基準が変更)

<<発令状況>> (単位：回数)

光化学 オキシ ダント	年	予報	注意報	警報	重大警報	PM2.5	年	注意喚起
	H19	1	0	0	0		R4	0
	H20～R5	0	0	0	0		R5	0
	R6	0	0	0	0		R6	0

公害苦情件数

【分類ごとの件数】

(日田市受付分)

	水質汚濁	騒 音	大気汚染	悪 臭	振 動	その他の	合計
令和 2 年度	17	6	28	6	3	16	76
3 年度	7	11	29	8	0	40	95
4 年度	7	7	23	2	0	52	91
5 年度	11	2	18	4	1	42	78
6 年度	7	2	9	2	1	39	60

【油流出事故件数】

	件 数		
令和 2 年度	水質汚濁件数	17件中	12件
3 年度	水質汚濁件数	7 件中	1 件
4 年度	水質汚濁件数	7 件中	5 件
5 年度	水質汚濁件数	11件中	6 件
6 年度	水質汚濁件数	7 件中	3 件

騒音規制法に基づく基準

【規制の地域】

(日田市は大枠のみ対象)

区域	騒音規制地域の区域の区分	特定建設作業騒音地域区分
第1種区域 (対象地域無)	良好な住民の環境を保全するため、特に静隠の保持を必要とする区域	
第2種区域 (塗潰し部)	住居の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域	第1号区域
第3種区域 (斜線部)	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	
第4種区域 (対象地域無)	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第2号区域

【規制地域図】



【騒音規制法に基づく特定工場に係る騒音の規制基準】

(日田市は太枠のみ対象)

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	時間の区分
昼 間	50 dB	60 dB	65 dB	70 dB	午前8時～午後7時
朝 ・ 夕	45 dB	50 dB	60 dB	65 dB	朝：午前6時～午前8時 夕：午後7時～午後10時
夜 間	40 dB	40 dB	50 dB	60 dB	午後10時～翌日の午前6時

自動車交通騒音の状況

【目的】

騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況を常時監視するため、面的評価を実施し、環境基準達成状況の把握を行っています。また、同法第19条の規定に基づき評価結果を公表しています。

面的評価とは・・・

評価対象となる道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について騒音レベルを推計することによって、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法

【環境基準の達成状況】

令和6年度は、評価対象区間の道路に面する地域に立地している住居等(936戸)を対象に自動車騒音の常時監視として面的評価を実施しました。下表は、路線別の面的評価結果です。

路線別の評価結果をみると、九州自動車道長崎大分線を除く、全ての住居等で昼夜ともに環境基準を達成していました。

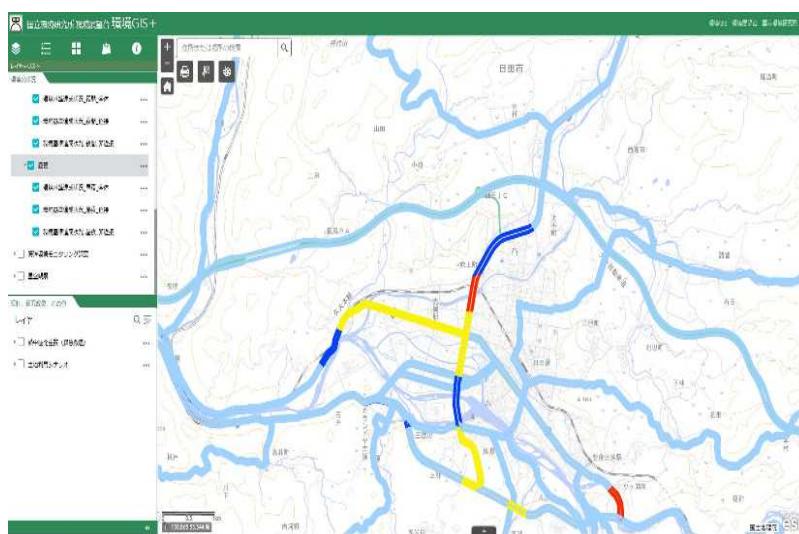
道路種別 (路線別)	住居等 戸数 (戸)	昼夜とも 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過	
		(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
九州自動車道長崎大分線	79	76	(96.2)	0	(0.0)	2	(2.6)	1	(1.2)
一般国道210号	46	46	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
一般国道212号	148	148	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
一般国道442号	71	71	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
天瀬阿蘇線	89	89	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
山北日田線	11	11	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
大鶴熊取線	83	83	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
石井庄手線	409	409	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
全体(合計)	936	933	(99.7)	0	(0.0)	2	(0.2)	1	(0.1)

※面的評価の実施状況については、

(独)国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ(環境GIS自動車交通騒音実態調査報告)」において確認することができます。

<インターネットアドレス>

<https://nies.maps.arcgis.com/apps/webappviewer/index.html?id=eb7c1db1dd904097a021a2b8ce6d5bc8>



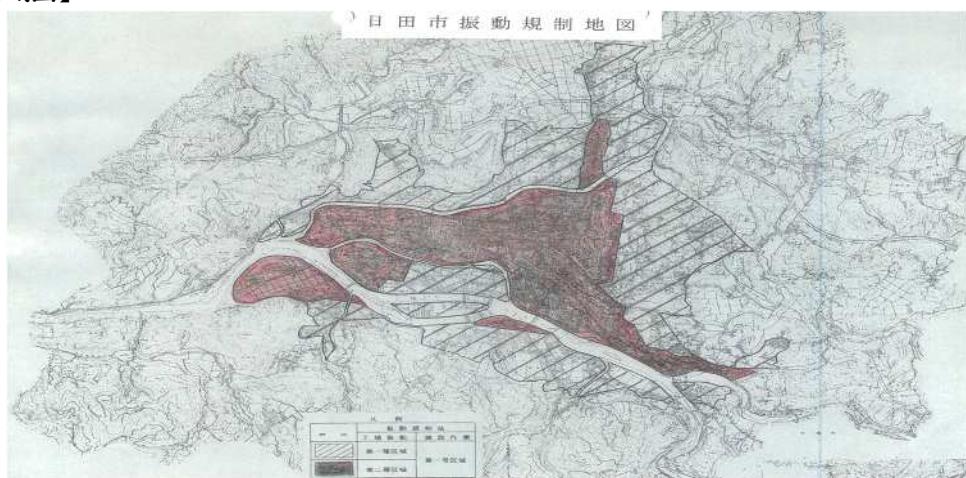
【全国自動車交通騒音マップ掲載例】

振動規制法に基づく基準

【規制の地域】

区域	特定工場等及び 道路交通振動区域区分	特定建設作業振動地域区分
第1種 区域 (斜線部)	良好な住民の環境を保全するため、特に静隠の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域	第1号区域
第2種 区域 (塗潰し部)	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	<ul style="list-style-type: none"> 左記の第1種区域と第2種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静隠の保持を必要とする区域 住居の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域

【規制地域図】



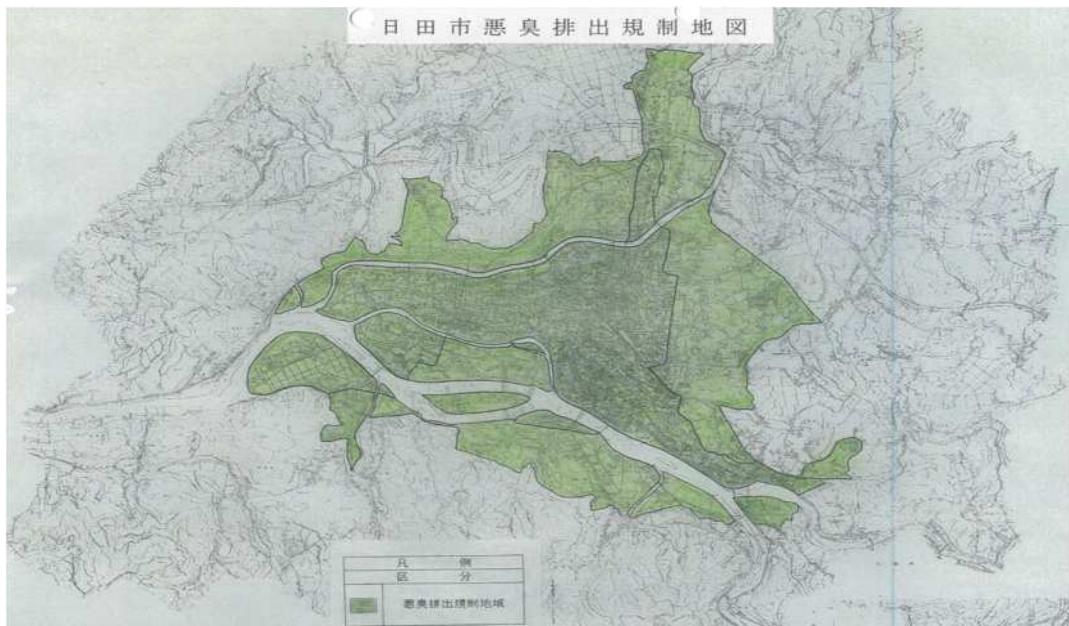
【振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の基準】

時間 区域	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60 dB	55 dB
第2種区域	65 dB	60 dB

(注) 振動の測定は、工場等の敷地境界線において行います。

悪臭防止法に基づく基準

【規制地域図】



【敷地境界線上の規制基準】

特定悪臭物質	規制基準 (単位： ppm)	特定悪臭物質	規制基準 (単位： ppm)	特定悪臭物質	規制基準 (単位： ppm)
アンモニア	1.00	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	スチレン	0.40
メチルメルカプタン	0.002	イソブチルアルデヒド	0.02	キシレン	1.00
硫化水素	0.02	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	プロピオン酸	0.03
硫化メチル	0.01	イソバレルアルデヒド	0.003	ノルマル酪酸	0.001
二硫化メチル	0.009	イソブタノール	0.9	ノルマル吉草酸	0.0009
トリメチルアミン	0.005	酢酸エチル	3.00	イソ吉草酸	0.001
アセトアルデヒド	0.05	メチルイソブチルケトン	1.00		
プロピオンアルデヒド	0.05	トルエン	10.00		

【気体排出口の規制基準】

悪臭物質（アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド イソブタノール酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン）の種類ごとに次の式により算出した流量

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

q : 悪臭物質の流量（0°C、1気圧での m³/時）

H_e 補正された気体排出口の高さ (m)

C_m 敷地境界における規制基準 (ppm)

【排出水の規制基準】

特定悪臭物質	排出水の量	規制基準 (単位 1リットルにつきミリグラム)
メチルメルカプタン	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	0.03
	0.001 立法メートル毎秒を超え、 0.1 立法メートル毎秒以下の場合	0.007
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	0.10
	0.001 立法メートル毎秒を超え、 0.1 立法メートル毎秒以下の場合	0.02
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	0.30
	0.001 立法メートル毎秒を超え、 0.1 立法メートル毎秒以下の場合	0.07
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	0.60
	0.001 立法メートル毎秒を超え、 0.1 立法メートル毎秒以下の場合	0.10
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.03

ダイオキシン類調査結果

【日田市実施結果】(結果は環境基準値をクリア)

調査地点	調査項目	環境基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
三隈大橋下	河川水質	1 pg-TEQ/L	0.070	0.060	0.025	0.032	0.081	0.033	0.023
	底質 (川底堆積物)	150 pg-TEQ/g	0.40	0.32	0.11	0.23	0.25	0.25	0.15
清掃センター付近	土壤1 (西側)	1000 pg-TEQ/g	22	19	37	37	22	34	20
	土壤2 (東側)		9.0	8.0	11	7.6	6.6	5.5	3.9
清掃センター	焼却炉排ガス (1号炉)	5 ng-TEQ/Nm ³	0.89	0.88	1.10	0.95	0.56	0.0049	1.21
	焼却炉排ガス (2号炉)	5 ng-TEQ/Nm ³	0.99	1.09	1.19	2.15	0.59	0.051	1.85
	焼却炉排ガス (小動物炉)	5 ng-TEQ/Nm ³	0.23	0.0068	0.12	0.12	0.22	0.056	0.0094
	ばいじん	3 ng-TEQ/g-dry	0.29	0.66	0.29	0.9	0.3	0.089	0.099
	焼却灰	3 ng-TEQ/Nm ³	6.7 $\times 10^{-7}$	0.0038	0.0039	7.1 $\times 10^{-7}$	0.0018	0	0

【大分県実施結果】(結果は環境基準値をクリア)

調査項目	環境基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³	県西部保健所 0.018	県西部保健所 0.015	県西部保健所 0.019	県西部保健所 0.010	県西部保健所 0.010	県西部保健所 0.0137	県西部保健所 0.058
水 質 (河川・ 湖沼)	1 pg-TEQ/L	大肥川 茶屋ノ瀬橋 0.047	下筌ダム 0.067	花月川 三郎丸橋 0.043	筑後川 松原ダム 0.067	筑後川 下筌ダム 0.067	庄手川 庄手川流末 0.043	筑後川 松原ダム 0.067
底 質 (河川・ 湖沼)	150 pg-TEQ/g	大肥川 茶屋ノ瀬橋 0.39	下筌ダム 3.3	花月川 三郎丸橋 0.087	筑後川 松原ダム 1.4	筑後川 下筌ダム 2.1	庄手川 庄手川流末 0.15	筑後川 松原ダム 2.6
土 壤	1,000 pg-TEQ/g	中津江村 柄野 0.034	上津江町 上野田 0.050	—	—	—	三和 0.034	—

(出典：大分県環境白書)

日田市との公害防止協定締結事業所

	協 定 先	締 結 日
1	N I P P O コーポレーション株式会社（日本舗道株式会社）	昭和 48年6月5日
2	中央発条工業株式会社	48年7月9日
3	原田コンクリート株式会社	51年11月21日
4	一般財団法人化学物質評価研究機構	56年12月1日
5	T D K 株式会社三隈川工場	56年7月31日
6	S W S 西日本株式会社（九州住電装株式会社）	平成 5年6月17日
7	株式会社日田ゴルフ場	6年1月25日
8	有限会社西部開発	6年10月27日
9	天木鉄工株式会社	6年11月25日
10	サッポロビール株式会社九州日田工場	10年3月25日
11	三和酒類株式会社	12年12月21日
12	九州池田記念墓地公園	14年4月4日
13	株式会社エフオン日田	17年6月29日
14	株式会社オートポリス	20年1月11日
15	名水美人ファクトリー株式会社	22年6月25日
16	大分キヤノン株式会社	24年3月30日
17	株式会社グリーン発電大分	25年10月28日
18	株式会社ナンブ木材流通	25年11月1日
19	株式会社高瀬文夫商店	25年11月1日
20	株式会社ネクスト	25年11月1日
21	日本フォレスト株式会社	25年11月1日
22	日田木材協同組合	25年11月1日
23	木構造システム株式会社	25年11月1日
24	ウッドクラフトかづ	25年11月1日
25	ベストリビング株式会社	25年11月1日
26	マルゲン株式会社	26年6月18日
27	日田資源開発事業協同組合	26年6月23日
28	協同組合K D 日田	26年6月23日
29	株式会社権藤製材所	27年1月30日
30	株式会社九州木材市場	28年2月29日
31	株式会社野上製材	28年7月7日
32	合資会社末金製作所	令和 3年6月1日
33	合同会社グリーンコープTMRセンター	6年7月17日
34	株式会社石田製材所	7年3月1日
35	材摠木材株式会社	7年3月1日

不法投棄の状況

(令和7年3月末現在)

	元年度 残箇所	発見 箇所	撤去数	残り 箇所
保健所調査	0	0	0	0
委託（平山産業他）	0	0	0	0
市環境パトロール	0	23	19	4
通報その他	0	5	5	0
九州電力より報告	0	0	0	0
郵便局より報告	0	0	0	0
日田市森林組合より報告	0	0	0	0
日田郡森林組合より報告	0	0	0	0
建設業協会より報告	0	0	0	0
合計	0	28	24	4



地区	箇 所	地区	箇 所
隈庄手	3	小野	
竹田		大鶴	
咸宣		夜明	1
桂林		五和	1
田島	1	前津江	
三芳	2	中津江	1
光岡		上津江	2
高瀬	1	大山	2
朝日	1	鎌手	
三花		中川	3
西有田		馬原	
東有田	3	五馬	2

放置自動車の状況

令和6年度放置自動車処理状況

(令和7年3月末現在)

放置自動車台数		
0台	普通車	0台
	軽自動車	0台
撤去台数		
0台	所有者撤去	0台
	市撤去	0台
未処理台数		
0台	所有者判明	0台
	調査中	0台

年度別撤去台数

平成23年度	1台
平成24年度	0台
平成25～令和4年度	1台
令和5年度	0台
令和6年度	0台

平成15年4月1日から「日田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」施行

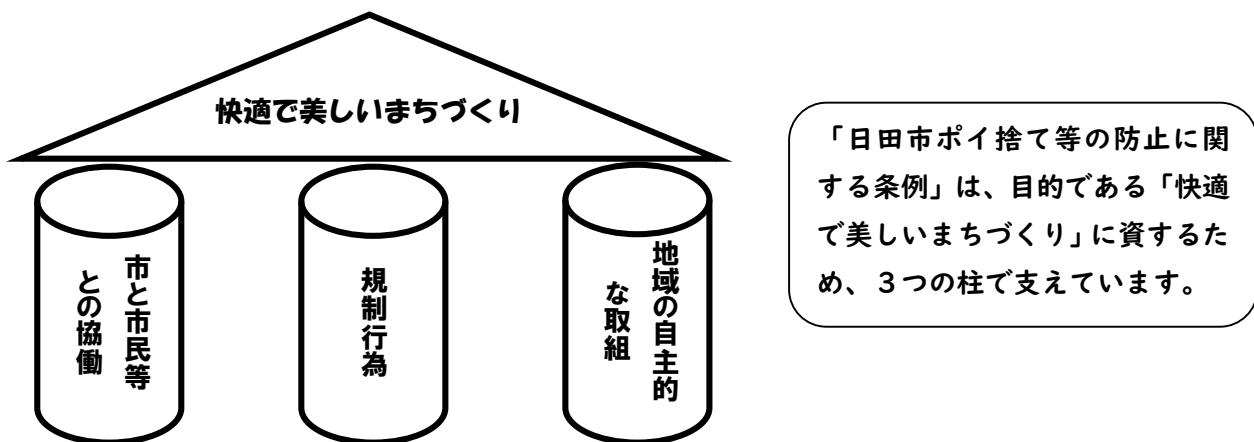


放置自動車の状況

「日田市ポイ捨て等の防止に関する条例」について

平成21年10月1日から「日田市ポイ捨て等の防止に関する条例」が施行されました。

この条例は、「安全で快適な生活環境の実現」「市民一人ひとりのモラル・マナーの向上」による「快適で美しいまちづくり」を目的とし、制定されました。



「日田市ポイ捨て等の防止に関する条例」は、目的である「快適で美しいまちづくり」に資するため、3つの柱で支えています。

【 ポイント① 市、市民等、事業者の協働 】

市、市民等、事業者の協働により「快適で美しいまちづくり」に資するため、それぞれの責務を次のように定めています。

- ・市 の 責 務 ⇒ 目的を達成するため、ポイ捨て及び飼い犬のふんの散乱の防止等の施策の推進や市民
(第3条) 等及び事業者への意識の啓発を図り、市民団体等の自主的な活動を支援する。
- ・市民等の責務 ⇒ 自ら生じさせた、たばこの吸殻及び空き缶等を持ち帰り、回収容器等への収納や、
(第4条) 連れている飼い犬のふんの回収を行う。
また、居住する地域における美化活動に積極的に参加する等、ポイ捨てのない快適で美しいまちづくりの推進に努め、目的達成のため、市が実施する施策に協力する。
- ・事業者の責務 ⇒ 事業活動を行う地域において、ポイ捨ての防止に関し、市民等への意識の啓発や清掃
(第5条) 活動等に努め、目的達成のため、市が実施する施策に協力する。

【 ポイント② 規制行為 】

たばこの吸殻や空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふんの放置を禁止行為とし規制します。(第6条、第9条)
規制の対象となる区域は、公平性や市民意識の観点から、日田市全域を対象としています。

市は、条例の周知や啓発活動を行いますが、禁止行為を発見した場合には注意等を行い、公共の場所の場合、指導・勧告・措置命令を行います。また、措置命令に従わない等の悪質な違反者に対しては、2千円の過料を徴収します。

また、ポイ捨て等の防止を図るため、市内を巡回する「ポイ捨て等防止監視員」を5名配置し、条例の周知・啓発、禁止行為の監視を行っています。監視員は、禁止行為を発見した場合、条例に基づく指導・勧告・措置命令・過料の徴収に関する職務を行います。

その他、喫煙マナーの向上のため、喫煙に際しては、歩行中又は自転車乗車中を避け、吸い殻入れの付近又は携帯する吸い殻入れを使用し喫煙(第2条、第7条)してもらい、また屋外における印刷物等の配布者に対しては、その配布場所の周辺に散乱している印刷物等の回収に努めてもらいます。(第8条)

【 ポイント③ 地域の自主的な取組 】

「快適で美しいまちづくり」に資するためには、地域の自主性によるモラル・マナーの向上と、美化意識の高揚が欠かせません。住んでいる地域が「美しいまち」になれば、日田市全体が「美しいまち」になるはずです。

地域、とりわけ自治会が自主的に取り組む美化活動を支援するため、「美化推進モデル地区」を指定（第10条）し、指定を受けたモデル地区には市が交付金を交付します。

「美化推進モデル地区」の指定については次の2通りとし、日田市環境審議会の意見を聴いた上で、市が指定します。

①自治会が自主的にモデル地区として申請し、市長が適當と認める区域

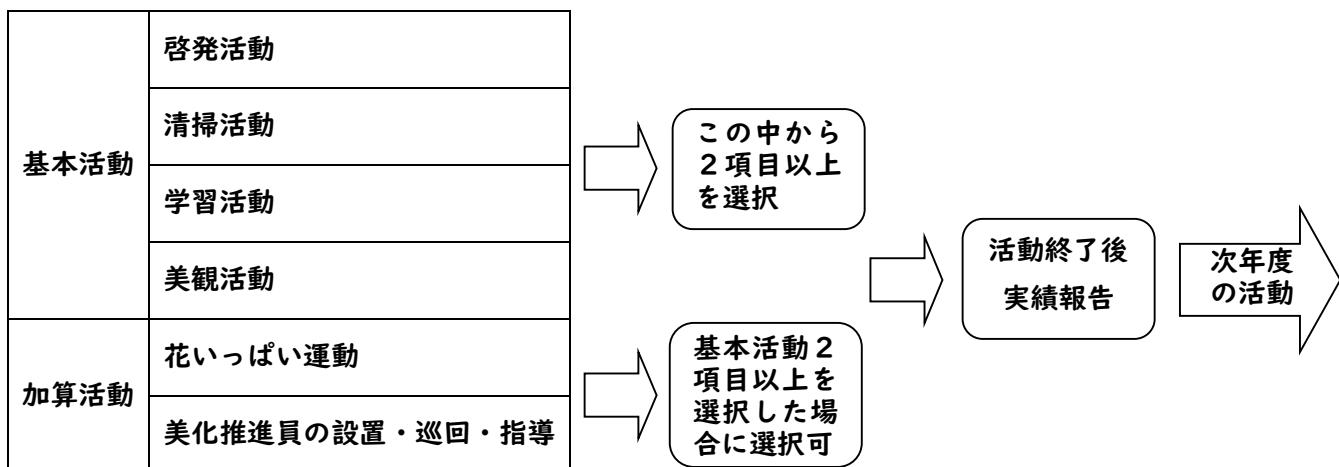
②美化の推進が特に必要と市長が認める区域

「美化推進モデル地区」の指定を受けた自治会は、自主的な活動を促進するため、その地区に美化推進員を置くことができます。

美化推進員は、モデル地区を含む区域内を巡回し、禁止行為の違反者や喫煙マナーが守れていない人の注意や、美化活動等の啓発を行ってもらいます。人数や巡回頻度は、自治会が任意に決めることができます。

○美化推進モデル地区への交付金

美化推進モデル地区活動内容



※交付金の交付年度は、モデル地区の指定を受けた年度から連続して3か年を上限とします。

※交付金の額は、取り組む活動内容によって変わり、交付年度によって上限額も変わります。

令和6年度までの美化推進モデル地区指定自治会一覧

令和5年度指定		令和3年度指定		令和元年度指定		平成29年度指定		平成28年度指定		平成27年度指定	
I号:1自治会		I号:1自治会		I号:2自治会		I号:3自治会		I号:5自治会		I号:8自治会	
No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名
I	赤石	I	下井手町	I	出口	I	上諸留町	I	北友田三丁目	I	小ヶ瀬町
				2	尾当町	2	夜明中町	2	藤山町	2	あやめ台
		令和2年度指定		平成30年度指定		3	馬原二	3	石井町二丁目	3	松野町
		I号:3自治会		I号:4自治会				4	上津江川原	4	羽田町
令和4年度指定		No.	自治会名	No.	自治会名			5	五馬市東	5	源栄町
I号:1自治会		I	有田町	I	三ノ宮町一丁目					6	石井町三丁目
No.	自治会名	2	串川町二丁目	2	出野					7	小山町
I	八幡町	3	桜竹二	3	中尾町					8	おおやま老松
				4	石井町一丁目						

平成26年度指定		平成25年度指定		平成24年度指定		平成23年度指定		平成22年度指定		平成21年度指定	
I号:10自治会		I号:14自治会		I号:15自治会		I号:13自治会		I号:15自治会		I号:11自治会	
No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名
I	日ノ出町	I	中釣町	I	堀田町	I	亀川町	I	日ノ隈町	I	亀山町
2	北友田二丁目	2	吹上町	2	大和町	2	本庄町	2	若宮町	2	城町一丁目
3	琴平町	3	朝日町	3	南元町	3	城町二丁目	3	丸山一丁目	3	神来町
4	伏木町	4	二串町	4	本町二丁目	4	上城内町	4	田島町	4	清水町
5	上手町	5	山田町	5	東町一丁目	5	城内新町	5	清岸寺町	5	秋原町
6	岩美町	6	坂井町	6	東町二丁目	6	三芳小渕町	6	天神町	6	市ノ瀬町
7	東羽田町	7	石松町	7	中央通三丁目	7	桃山町	7	財津町	7	秋山町
8	鈴連町	8	三池町	8	田島本町	8	北友田一丁目	8	小河内町	8	月出町
9	内河町	9	諸留町	9	刃連町	9	高瀬本町	9	水目町	9	夜明関町
10	おおやま鳥宿	10	三河町	10	大部町	10	小迫町	10	池辺町	10	川辺
		11	大肥本町	11	日高町	11	朝日ヶ丘	11	日の本町	11	塚田
		12	夜明上町	12	求町	12	三和団地	12	大野	2号:6自治会	
		13	おおやま都築	13	玉川三丁目	13	上野田	13	都留	No.	自治会名
		14	湯山	14	大宮町	2号:7自治会		14	おおやま北部	I	中ノ島町
			15	おおやま中央	No.	自治会名	15	馬原一	2	三隈町	
					I	淡窓町		2号:5自治会		3	川原町
					2	中城町	No.	自治会名	4	錢渕町	
					3	港町	I	元町	5	京町	
					4	丸の内町	2	本町一丁目	6	上野町	
					5	豆田第一	3	中央通二丁目			
					6	豆田第二	4	中央通一丁目			
					7	丸山二丁目 丸山一丁目 (指定変更)	5	三本松			

○1号モデル地区：自治会が自主的にモデル地区として申請し、市長が適当と認める区域

○2号モデル地区：美化の推進が特に必要と市長が認める区域

“水郷のまち”クリーンアップ制度(アダプトプログラム)

【参加団体一覧表】

(令和7年3月末現在)

番号	管理する施設名	管理範囲	管理団体名	人数	施設管理者	協定年月日	管理回数
1	三隈川右岸散歩道路	みどり橋から上流500mの間	日田温泉旅館組合女将の会	10	筑後川河川事務所	H14・4・15	月1回
2	国道210・212号日田バイパス歩道	大宮交差点から美濃交差点まで約1.0kmの間	サッポロビール(株)九州日田工場	91	大分河川国道事務所	H14・4・15	年5回
3	国道386号歩道及び市道	元町交差点から大分方面へ590m	大分トヨタ自動車(株)日田店	10	大分県・日田市	H14・4・15	月1回
4	国道386号歩道	店舗前～元町交差点まで(約700m)	大分トヨペット(株)日田店	12	大分県	H14・4・15	月1回
5	渡里川河川敷	羽野天満宮から下流熊取橋の間	天神町自治会	150	大分県	H14・4・15	年5回
6	国道386号歩道	玉川交差点から福岡方面へ110m	九州電力(株)日田営業所	40	大分県	H14・4・15	週1回
7	国道212号歩道	天神セブン～中津方面に1,200m及び県道三和団地入口交差点～300m	しみずV0俱楽部	20	大分県	H14・4・15	月1回
8	城内川(市道新治線)	玉川バイパスから下流400mの河川及び市道	(株)九電工日田営業所	26	大分県	H14・4・15	月1回
9	国道210号及び県道山北日田線	白手橋～九州電力石井発電所(国道)及び平山産業～白手橋(県道)	平山産業(株)日田支店	10	大分県	H14・5・10	月4回
10	国道212号	上野交差点から鏡坂交差点両側歩道	上野町下組老人会クラブ	30	大分県	H15・3・1	月1回
11	県道戸畠日田線及び町内区域内地道	町内全域の道路	田島一丁目自治会	70	大分県・日田市	H14・4・15	月1回
12	市道日ノ出・藤山線	清水町交差点を中心800m	貞清公民館	150	日田市	H14・4・15	月1回
13	市道横尾線	290m、500m	琴平町自治会	100	日田市	H14・4・15	月1回
14	市道竜体山線	1600mの間	財津町自治会	200	日田市	H14・4・15	月1回
15	月隈公園	日田林工高校周辺、月隈公園周辺、花月川河川敷、サニー周辺	大分県立日田林工高等学校生徒会	100	日田市	H14・6・1	月1回
16	城内川	西光寺手前から港町水門	敬天会	2	日田市	H16・10・1	月2回
17	筑後川(三隈川)右岸散歩道路及び市道日高町線、川原町入籠線、若宮三芳高線	錢渕橋～三隈大橋蒸留100m、町内市道3路線	川原町自治会	80	日田市	H17・9・1	週1回
18	筑後川(三隈川)左岸	高瀬川合流地から大宮沈橋までの約1,000m	大宮町自治会	40	筑後川河川事務所	H18・4・1	月1回
19	市道葛原線	いいちこ日田蒸留所前国道側600m、ウッドコルピナート300m	三和酒類(株)日田蒸留所	4	日田市	H18・4・1	月1回
20	筑後川(三隈川)左岸	宮田川合流地から石井1号ダムまでの約370m	九州電力(株)大分支店技術部日田土木保修所	15	筑後川河川事務所	H18・6・1	月1回
21	筑後川(大山川)左岸	田中渕橋からB&G大山海洋センターの上流までの堤防660m	大山町環境ボランティアの会	2	筑後川河川事務所	H18・6・9	月1回
	日田市公共施設	大山文化センター等周辺施設の敷地			日田市		
22	筑後川(三隈川)左岸	鑑坂橋～三隈大橋下流市道分岐点迄の堤防900m	黒岩・台霧河川愛護会	100	筑後川河川事務所	H18・9・29	月1回
	市道鏡坂錢渕線	鑑坂橋～三隈大橋(黒岩橋)下流市道分岐点迄の900m			日田市		
23	榎瀬広場	榎瀬広場	おおやま老松自治会	115	筑後川河川事務所・日田市	H21・8・8	月1回
24	国道211号	夜明三叉路から夜明振興センターまで1.0km	夜明祝原婦人部	40	大分県	H25・4・1	月1回
25	国道386号、市道下長淵線、市道亀川山田線	国道386号北友田3丁目交差点から長淵橋までの1.5km	日田公益衛生㈱	35	大分県	H27・6・2	月1回
26	高速道横断ボックス・高速バスストップ	高速道を横断するボックス4か所とその周辺及び高速バスストップバーキングエリア内とその周辺	北中・天神小杉ボランティア	21	大分県	H14・5・10	月1回
27	国道386号及び本町第一公園及び第二公園	国道386号中央通り2丁目交差点から元町交差点の間(約470m)	ボーラザビューティー日田駅前店	8	大分県・日田市	R2・1・23	月1回
28	国道386号	九州電力送配電株式会社日田配電事業所前70m間の歩道	九州電力送配電株式会社日田配電事業所	42	大分県	R2・4・10	月2回
29	社会教育行政財産	日田市中城体育館横駐車場及び水路	ひた福祉就労センター	38	大分県	R2・4・10	年4回
30	県道48号	県道48号イオン日田店前約142mの歩道	イオン日田店	20	大分県	R2・5・11	月2回
31	浦町六地蔵尊	浦町六地蔵尊	豆田第一自治会	99	日田市	R4・5・1	毎日
32	河川9か所(鮎友釣り区域)	三隈川、玖珠川	日田漁業協同組合	232	筑後川河川事務所・大分県	R4・5・11	年14回
33	市道日高西有田線	市道日高西有田線(約1.7km)、日田駅周辺	株式会社九州コクボ	33	日田市	R4・5・11	年14回
合 計		33団体		1,945			

日田市指定保存樹木・樹林

令和7年3月31日現在

番号	指定番号	樹種		胸高・幹囲	樹高	所在地
1	指定第1号	樹木	フジ	0.8m	—	隈2丁目(隈公民館)
2	指定第2号	樹木	ムクノキ	5.5m	20m	若宮町
3	指定第3号	樹木	ムクノキ	4.9m	25m	若宮町(若宮神社)
4	指定第7号	樹木	イチイガシ	4.1m	30m	清岸寺町(国津神社)
5	指定第8号	樹木	ケヤキ	4.5m/4.1m	20m/20m	玉川町(黒男神社)
6	指定第9号	樹林	イヌマキ・ケヤキ他	—	—	北友田1丁目(岳林寺)
7	指定第10号	樹木	イチヨウ	5.9m	20m	南部町(柚木)
8	指定第11号	樹木	クス	6.6m	27m	財津町(天満神社)
9	指定第14号	樹木	イチイガシ	4.6m/4.9m	32m/30m	諸留町(平島天満宮)
10	指定第15号	樹林	カゴノキ	—	—	月出町(岩戸観音)
11	指定第17号	樹木	カヤ	3.7m	25m	大鶴本町(空楽寺)
12	指定第20号	樹木	ムクノキ	3.9m	15m	京町(京町農業倉庫)
13	指定第21号	樹木	ムクノキ	5.9m	14m	諸留町(東有田公民館)
14	指定第22号	樹木	カゴノキ	3.1m	20m	月出町(藪不動尊)
15	指定第23号	樹木	モツコク	2.2m	9m	吹上町7-28
16	指定第24号	樹木	枝垂れ桜	2.5m	12m	田島2丁目528
17	指定第25号	樹林	アラカシ他	—	—	月隈公園
18	指定第26号	樹林	イチイガシ他	—	—	亀山公園
19	指定第29号	樹木	カヤ	2.6m	20m	山田町宝積寺
20	指定第30号	樹林	ツバキ他	—	—	南部町松金
21	指定第31号	樹木	タブ	2.6m/2.9m	20m/20m	東羽田町
22	指定第32号	樹木	イチヨウ	6.1m/8.2m	11m/6m	三本松2丁目
23	指定第33号	樹木	スイリュウヒバ	2.2m/2.0m	11m/11m	前津江町大野
24	指定第34号	樹木	ツバキ	1.5m	10m	山田町(大日如来椿堂)
25	指定第35号	樹木	ムクノキ	4.0m	25m	前津江町赤石(虫秋愛宕地蔵尊)
26	指定第36号	樹木	ヘラノキ	1.6m	20m	前津江町赤石(虫秋愛宕地蔵尊)
27	指定第37号	樹木	カゴノキ	3.7m	15m	天瀬町馬原(皇大神宮)
28	指定第38号	樹木	ニッケイ	3.6m	20m	天瀬町赤岩
29	指定第39号	樹木	テンポコナシ	4.0m	15m	大山町東大山(小五馬天満宮)
30	指定第40号	樹木	枝垂れ桜	2.1m	10m	大山町西大山(高平神社)
31	指定第41号	樹木	クスノキ	4.4m	20m	若宮町(若宮神社)
32	指定第42号	樹木	マメナシ	1.8m	17m	清水町
33	指定第43号	樹木	コウヨウザン	3.0m	20m	城町2丁目

・指定解除

指定第12号 昭和53年12月 指定第13号 平成17年 3月24日

指定第19号 平成4年 5月19日 指定第5号 平成17年 4月21日

指定第6号 平成4年 7月17日 指定第27号 平成17年 4月21日

指定第16号 平成4年12月10日 指定第28号 平成17年 5月23日

指定第18号 昭和52年11月 2日 指定第4号 平成30年 2月15日



指定第24号:枝垂れ桜(田島2丁目)

【日田市指定保存樹等保全事業】

市ではかけがえのない遺産として次世代へ継承するため、古木、名木を保存樹として指定し、保存につとめており、保存樹として指定された樹木等の保全に要する費用について助成を行っております。

- 補助対象者 市が指定した保存樹木等の所有者及び管理者
- 補助対象経費 枯死、枯損、倒木等を防止するための施術及び害虫被害拡大防止のための伐採又は駆除処理
- 補助金の額 補助対象経費に対し2分の1以内、上限20万円

巨樹・巨木リスト

巨樹・巨木の定義（昭和63年環境庁（現在の環境省））

- 地上約1.3mの位置での幹周りが、3m以上の木。
- 地上約1.3mの位置において、幹が複数に分かれている場合には、それぞれの幹周りの合計が3m以上あり、主幹の幹周りが2m以上のもの。

【日田地区管内】

コード	所在地	所有者	樹種	推定樹齢	幹周cm	樹高m	周囲の状況等
001	東羽田町熊の尾	公有（公民館）	クスノキ	不明	280	15	道路
006	伏木町仮屋	社寺	スギ	不明	370	25	樹林、耕地
007	伏木町仮屋	社寺	スギ	不明	400	25	樹林、耕地
008	月出町藪	社寺	イチイガシ	不明	340	20	樹林
013	月出町鹿倉	個人	イチョウ	200～299	370	20	樹林、耕地
023	清水町貞清	個人	エノキ	不明	430	18	建物群、道路
024	清水町貞清	個人	エノキ	不明	400	15	建物群、道路
025	天神町羽野	社寺	イチイガシ	不明	370	20	樹林、社叢
026	天神町羽野	社寺	イチョウ	不明	360	15	樹林、社叢
028	源栄町中山	社寺	スダジイ	不明	370	25	樹林、社叢
029	山田町上山田	社寺	イチイガシ	不明	410	20	樹林、社叢、耕地、建物
030	山田町上山田	社寺	イチイガシ	不明	410	20	樹林、社叢、耕地、建物
035	大鶴町中島	社寺	ケヤキ	不明	460	25	樹林、社叢
043	田島町	社寺	イチョウ	不明	540	25	樹林、社叢
045	丸山1丁目	社寺	エノキ	200～300	410	15	建物群、道路
046	田島本町	社寺	イチイガシ	不明	430	20	建物群、社叢
053	丸山2丁目城山	日田市	モミ	不明	330	21	樹林、社叢
061	南部町松金	個人	ムクノキ	不明	400	30	樹林
062	南部町松金	個人	ムクノキ	不明	330	30	樹林
063	南部町松金	個人	シイノキ	不明	400	15	同上
064	串川町2丁目銭花	個人	イチョウ	不明	510	20	耕地、建物群
065	南部町柚ノ木	個人	ムクノキ	200～299	580	25	耕地
068	石井町1丁目	社寺	クスノキ	不明	420	20	樹林、社叢
069	南友田町森ノ木	公有（公民館）	ムクノキ	不明	410	20	耕地、建物群
070	石井町1丁目小畑	個人	ムクノキ	不明	440	15	建物群、道路
071	石井町2丁目小畑	大分県	ムクノキ	不明	380	20	建物群、道路
072	石井町3丁目	社寺	イチョウ	不明	330	15	耕地
073	石井町3丁目	社寺	エノキ	不明	410	15	耕地
074	石井町2丁目	個人	クスノキ	300以上	390	25	建物群
075	石井町3丁目	個人	イチョウ	300以上	420	20	建物群
076	石井町1丁目	個人	ムクノキ	300以上	330	25	建物群
077	串川1丁目長仁田	個人	ムクノキ	不明	400	5	建物群、耕地、道路
078	緑町2丁目	不明	ムクノキ	不明	390	20	樹林、耕地
083	小ヶ瀬町（尾ヶ瀬神社）	社寺	ムクノキ	200以上	330	20	道路
084	小ヶ瀬町（尾ヶ瀬神社）	社寺	イチイガシ	200以上	320	25	道路

【振興局管内】

No	所在地	所有者	樹種	推定樹齢	幹周cm	樹高m	周囲の状況等
001	前津江町曾家神社	社寺	シラカシ	99以下	380	21	樹林
002	前津江町曾家	個人	ヤマモミジ	不明	320	23	樹林
003	前津江町烏帽子山	社寺	スギ	不明	330	32	建物群、道路
004	前津江町淨通寺	社寺	イチョウ	99以下	300	24	樹林
005	前津江町御前嶽神社	社寺	タブノキ	不明	530	23	樹林
006	前津江町出野老松天満社	社寺	タブノキ	99以下	350	11	樹林
007	前津江町御前嶽	国	シオジ	不明	480	20	樹林
008	前津江町釈迦	不明	ブナ	不明	280	24	樹林
009	中津江村八所老松神社	社寺	スギ	不明	380	25	樹林、耕地、建物群
010	中津江村二又	不明	カシ	不明	460	11	樹林、耕地、建物群
011	中津江村酒呑童子山	国	ツガ	不明	500	30	樹林
012	中津江村鯛生	個人	カシ	不明	1000	25	樹林、耕地、建物群
013	中津江村鯛生	個人	ギンナン	不明	520	12	樹林、耕地、建物群
014	中津江村鯛生	日田市	ヒマラヤスギ	不明	330	18	樹林、建物群
015	中津江村野田	個人	ムクノキ	不明	410	10	樹林、耕地、建物群
016	中津江村中村神社	社寺	クルミ	不明	370	10	樹林、耕地、建物群
017	中津江村合瀬	不明	クスノキ	不明	500	12	
018	上津江町浦天満社	社寺	スギ	300以上	420	22	樹林
019	上津江町浦天満社	社寺	スギ	300以上	482	18	樹林
020	上津江町幸又八幡社	社寺	ムクノキ	100~199	520	18	樹林
021	上津江町川原元組	社寺	ケヤキ	200~299	430	25	樹林
022	上津江町小竹	個人	エノキ	100~199	320	15	樹林
023	上津江町小平本村	個人	カツラ	100~199	660	18	耕地、道路
024	上津江町白草年の神	社寺	オオモミジ	300以上	530	12	樹林、耕地、道路
025	上津江町クレコノ	個人	ケヤキ	100~199	375	20	樹林
026	上津江町吉井觀音	公有	カゴノキ	100~199	320	20	樹林
027	大山町西大山加峯	個人	ギンナン	200	500	30	耕地
028	大山町西大山加峯	個人	ギンナン	200	300	30	耕地
029	大山町西大山田来原	社寺	タブノキ	300	490	22	社寺・林地
030	大山町西大山田来原	個人	カシ	250	370	24	林地
031	大山町西大山田来原	団体	ケヤキ	250	310	24	林地
032	大山町西大山田来原	団体	ケヤキ	200~250	330	25	林地
033	大山町西大山田来原	団体	ケヤキ	200~250	400	20	林地
034	大山町西大山田来原	団体	ヤナギ	250	400	25	林地
035	大山町西大山吾々路	社寺	ムクノキ	400	550	25	社寺・林地
036	大山町西大山小平	個人	ムクノキ	200	440	20	道路
037	大山町西大山小平	個人	エノキ	100	330	20	道路
038	大山町西大山小平	個人	ムクノキ	200	420	25	道路
039	大山町西大山小平	個人	ギンナン	120	380	20	宅地・耕地
040	大山町東大山繞木	社寺	イチイガシ	不明	430	10	社寺・宅地・耕地
041	大山町東大山瀬古	社寺	クスノキ	不明	300	20	社寺

【振興局管内】

No	所在地	所有者	樹種	推定樹齢	幹周cm	樹高m	周囲の状況等
042	大山町西大山中川原	社寺	クスノキ	180	360	9	社寺
043	大山町西大山中川原	個人	クスノキ	120	300	18	公共施設
044	大山町西大山中川原	個人	スギ	200	330	26	耕地・林地
045	大山町西大山中大山	日田市	エノキ	不明	380	9	振興局
046	大山町西大山鎌手	社寺	エノキ	不明	450	45	神社・林地
047	大山町西大山鎌手	社寺	クスノキ	不明	320	45	神社・林地
048	大山町西大山鎌手	個人	センダン	不明	380	30	河川沿
049	大山町西大山鎌手	個人	ギンナン	不明	300	30	河川沿
050	大山町西大山鎌手	個人	ギンナン	不明	360	30	河川沿
051	大山町東大山小五馬	社寺	モミ	不明	350	18	社寺・耕地
052	大山町東大山小五馬	社寺	テンポコナシ	不明	330	20	社寺・耕地
053	大山町西大山汗入場	個人	スギ	不明	330	18	林地
054	大山町西大山柚木	個人	エノキ	不明	650	20	耕地
055	大山町西大山中津尾	個人	クスノキ	不明	630	15	宅地・耕地
056	大山町東大山高取	社寺	イチイガシ	不明	480	30	社寺・林地
057	大山町東大山高取	個人	ムクノキ	不明	450	20	林地
058	大山町東大山高取	個人	カシ	不明	530	15	林地
059	大山町西大山小切畠	個人	ムクノキ	250	530	20	耕地
060	天瀬町女子畠字台	社寺	イチョウ	不明	870	20	社寺
061	天瀬町五馬市字本村	社寺	スギ	不明	590	25	社寺
062	天瀬町馬原字出羽	共有	ギンナン	不明	600	35	社寺

大分県特別保護樹木・樹林

番号	樹種		所在地	所有者	胸高・幹周	樹高	樹齢	指定年月日
1	樹木	マツ	隈2丁目	八坂神社	185cm	5m	500年	昭49.3.15
2	樹木	クスノキ	三ノ宮町1丁目	大行事神社	440cm	28m	1,060年	昭50.1.7
3	樹木	ツバキ	南部町松金	高瀬秋吉	203cm	9.5m	推定350年以上	平15.2.18
4	樹木	イチョウ	天瀬町馬原	穴井登士太	530cm	20m	1,000年	昭49.3.15
5	樹木	ムクノキ	上津江町川原	伊藤光雄	1,000cm	20m	400年	平元.10.3
6	樹林	スギ	中津江村合瀬	津江神社	-	-	-	昭50.1.7
7	樹林	スギ	上津江町川原	津江神社	-	-	-	昭51.3.9

指定解除

樹木名：カイドウ 所在地：鶴河内町 平成22年 3月30日

日田市指定文化財（天然記念物）

令和7年3月31日現在

番号	種類	名称	所在地	指定年月日
1	天然記念物	むらくもの松	隈二丁目	昭和47年 6月12日
2	天然記念物	ズミの群生地	伏木町	平成15年 3月26日
3	天然記念物	ユズリハ自然林	前津江町大野	昭和61年 3月17日
4	天然記念物	桂の木	前津江町柚木	平成 2年 3月 8日
5	天然記念物	杉	前津江町柚木	平成12年12月 8日
6	天然記念物	銀杏の木	中津江村柄野	平成 9年 1月27日
7	天然記念物	年の神境内地樹林（26本）	上津江町上野田	昭和54年 7月26日
8	天然記念物	浦宮神社境内地「樹林・下草シダ類」	上津江町川原	昭和58年 6月28日
9	天然記念物	エドヒガンザクラの木	上津江町川原	平成16年10月 8日
10	天然記念物	ムクの木	上津江町川原	平成16年10月 8日
11	天然記念物	手水野のカツラ林	上津江町川原	平成16年10月 8日
12	天然記念物	小平のカツラ林	上津江町川原	平成16年10月 8日
13	天然記念物	モミの木	上津江町川原	平成16年10月 8日
14	天然記念物	スギの木	上津江町川原	平成16年10月 8日
15	天然記念物	イチョウの木	上津江町川原	平成16年10月 8日
16	天然記念物	モミジの木	上津江町上野田	平成16年10月 8日
17	天然記念物	アカマツの木	上津江町川原	平成16年10月 8日
18	天然記念物	烏宿山自然林	大山町西大山	平成 4年 9月18日
19	天然記念物	台神社の森	天瀬町女子畠	平成28年 3月25日
20	天然記念物	見竹天満宮の天満かつら	天瀬町出口	昭和54年 3月20日

大分県指定文化財（天然記念物）

令和7年3月31日現在

番号	種類	名称	所在地	指定年月日
1	天然記念物	津江神社のスギと自然林	中津江村合瀬	昭和50年 3月28日
2	天然記念物	高塚愛宕地蔵のイチョウ	天瀬町馬原	昭和51年 3月31日
3	天然記念物	鞍形尾神社の自然林	天瀬町馬原	昭和56年 3月31日



日田市指定文化財（天然記念物）
むらくもの松（隈二丁目）



日田市指定文化財（天然記念物）
台神社の森（天瀬町女子畠）

○施策の柱 i. に関する数値目標の評価

«第3次日田市環境基本計画「施策の柱」ごとの数値目標の評価の考え方»

- 目標値に対する現状の数値割合に応じて、A～D判定の評価を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の影響があったものについては判定不能とする。

判定結果	評価基準
A	達成率100%以上
B	達成率80%以上100%未満
C	達成率60%以上80%未満
D	達成率60%未満
●	判定不能（評価なし）

※上昇または維持を目指す目標指標、項目については「（実績値／目標値）×100%」、
減少を目指す目標指標、項目については「（目標値／実績値）×100%」で達成率を算出

施策の柱 i 目標指標

指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	現状 (R6年度末)	評価	担当課	備考
河川水質環境基準適合割合(BOD)	96.7% 平成27(2015)年度	100% 令和9(2027)年度	97.0%	B	環境課	
生活排水処理率	80.6% 令和3(2021)年度	82.0%以上 令和9(2027)年度	81.5%	B	環境課	
素材生産量(年間)	306,774m ³ 令和元(2019)年度	344,000m ³ 令和9(2027)年度	291,295m ³ 令和5年度実績 (令和6年度は集計中)	B	林業振興課	
木材製造品出荷額(年間) (家具を除く)	17,309百万円 令和3年(2021)年度	17,489百万円 令和9(2027)年度	22,582百万円 令和4年実績 (令和5年調査)	A	林業振興課	
伝統的建造物修理済建造物数(累計)	53件 令和4(2022)年度	62件 令和9(2027)年度	55件	B	文化財保護課	

■基準値(令和2年度末)、現状(令和5年度末)の数値に※印のあるものは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等により、事業の中止、縮小などの影響があったもの

施策の柱 i に関する項目

項目	基 準 値 (R2年度末)	目 標 値 (目標年度)	現 状 (R6年度末)	評 価	担当課	備考
筑後川・玖珠川の河川維持流量の確保 (大山川ダム堰の放流量)	毎秒1m ³	毎秒1m ³ 令和9(2027)年度	毎秒1m ³	A	環境課	
大山ダム上下流交流事業(参加人数)	※(中止)	150人 令和9(2027)年度	136人	B	大山振興局	
親水性のある施設整備数	6か所	6か所 令和9(2027)年度	6か所	A	都市整備課	
人工林の間伐面積	11,202ha (累計)	19,000ha 令和9(2027)年度	17,810ha	B	林業振興課	
市民参加の森づくり (森林・林業体験学習への参加人数)	※(中止)	240人 令和9(2023)年度	中止	●	林業振興課	
ひと山まるごとガーデニング事業参加人数	※(中止)	120人 令和9(2027)年度	99人	B	大山振興局	
200海里の森づくり年間参加人数	※80人	250人 令和9(2027)年度	190人	C	中津江振興局	
上津江町と糸島地域との交流(かっぱりんぐ)参加人数	※11人	50人 令和9(2027)年度	89人	A	上津江振興局	
①水・緑環境に配慮した公園・路線・緑地 ②緑化推進街路	①71公園・8路線・52箇所(累計) ②2路線(累計)	①71公園・8路線・52箇所②2路線 令和9(2027)年度	①72公園・8路線・52箇所 ②2路線(累計)	A	都市整備課	
環境緑化樹木の配布数	1,602本	1,000本 令和9(2027)年度	950本	B	林業振興課	
グリーンツーリズムの推進 (農家民宿登録数)	20戸	20戸 令和9(2027)年度	21戸	A	農業振興課	
エコアクション21登録事業数	4事業所	10事業所 令和9(2027)年度	6事業所	C	環境課	
液肥利用量	121t	前年度以上	94t	C	バイオマス資源化センター	R5年度…123t
環境保全型農業直接支払事業協定面積	22ha	26.2ha 令和7(2025)年度	19.3ha	C	農業振興課	
ホールクロップサイレージ面積	57ha	80ha 令和9(2023)年度	77.6ha	B	農業振興課	
都市景観の保全 (保存修理建造物数)	105件	123件 令和9(2027)年度	117件	B	都市整備課 文化財保護課	
咸宜園利用者数	※5,444人	25,000人 令和9(2027)年度	9407人	D	咸宜園教育研究センター	
公共下水道への接続(水洗化率)	88.8%	前年度以上	89.4%	A	施設工務課	R5年度…89.1%
特定環境保全公共下水道への接続 (水洗化率)	74.5%	前年度以上	71.0%	B	施設工務課	R5年度…73.8%
農業集落排水への接続(水洗化率)	79.7%	前年度以上	80.6%	A	施設工務課	R5年度…79.9%
合併処理浄化槽の設置基數 (補助制度による設置基數)	3,693基	4,093基 令和9(2027)年度	3,854基	B	環境課	
家庭でできる水質浄化 (廃油石鹼の配布数量)	※0個	250個 令和6(2022)年度	173個	C	商工労政課	
野焼き煙事件数	26件	15件 令和9(2027)年度	9件	A	環境課	
不法投棄発見箇所数	42か所	40か所	28か所	A	環境課	
アダプトプログラム参加団体数	31団体	40団体	33団体	B	環境課	
環境基準の達成 (一般環境大気環境基準適合率)	91.7%	100%(通年) 令和9(2027)年度	86.4%	B	環境課	

■基準値(令和2年度末)、現状(令和5年度末)の数値に※印のあるものは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等により、事業の中止、縮小などの影響があったもの

【施策の柱 ii. 自然と共生するまち】

«基本施策»

- (1) 森林・河川の生物多様性の回復
- (2) 生物多様性の保全
- (3) 生態系の保全への取組の強化
- (4) 特定外来生物の周知・啓発と迅速な駆除

項目	頁
生物多様性、指定希少野生動植物	46
河川水生生物調査	(再掲) 16
筑後川水系水質経年変化	(再掲) 17~19
市内各河川水質検査結果（日田市測定分）	(再掲) 20
日田市指定保存樹木・樹林	(再掲) 38
巨樹・巨木リスト	(再掲) 39~41
大分県特別保護樹木・樹林	(再掲) 41
日田市指定文化財・大分県指定文化財（天然記念物）	(再掲) 42
○施策の柱 ii. に関する数値目標の評価	47

生物多様性、指定希少野生動植物

【生物多様性とは】

生物多様性とは、地球上に存在するさまざまな生物とその相互関係を表す言葉です。具体的には、『生態系の多様性』、『種の多様性』、『遺伝子の多様性』の3つに分けられます。

生物多様性は、我々人間の生活とも密接に関連しており、食料、医薬品、気候調整など、さまざまな恩恵をもたらしています。また、生物の多様性が失われると、これらの恩恵も減少し、環境や経済に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

現在、生物多様性は急速に失われつつあり、特に人間の活動がその主な原因とされています。開発、乱獲、環境の変化などが影響を与えています。このような状況を理解し、保護に取り組むことは、未来の地球環境を守るために重要です。

【指定希少野生動植物とは】

国内や大分県内に生息・生育している絶滅のおそれのある野生動植物を保護するため、国においては「種の保存法」に基づき、「国内希少野生動植物種」が指定されています。また、大分県においては、「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、「大分県指定希少野生動植物」が指定されています。

『指定希少野生動植物』を、許可なく捕獲・採取・殺傷又は損傷したり、譲受け又は引渡し、若しくは引取りをしたりしてはいけません。いずれの法令においても罰則を定めており、違反すると懲役又は罰金に処される場合があります。インターネット上の売買も規制の対象となります。

【市内で確認されている主な指定希少野生動植物】

《国内希少野生動植物種》

I. カスミサンショウウオ (サンショウウオ科)

九州北部の里山に広く分布していますが、大分県では日田市にのみ生息しています。森に囲まれた放棄水田やその周辺の緩やかな流れの水路に生息していますが、放棄水田の乾燥化に伴う生息環境の消失により個体群の縮小・絶滅が危惧されています。体長13cm程度で、雌雄とともに尾の黄色線が明瞭なのが特徴です。



カスミサンショウウオ

©永野昌博

《大分県希少野生動植物》

I. アリアケスジシマドジョウ (ドジョウ科)

有明海流入河川の中・下流域や農業用水路の砂泥底に生息する日本固有種です。大分県内の生息地は筑後川流域の日田市の一河川のみで確認されています。護岸整備等による河床の環境改変が起り春先の産卵がないと、大半が1年寿命のため絶滅する危険性が高くなります。



アリアケスジシマドジョウ

©大分県（撮影：番匠おさかな館）

2. サギソウ (ラン科)

大分県内の生育地は、西部地域に点在しています。湿原に集まって生えるため人目につきやすく、人による採取で絶滅の危険性が極めて高くなっています。



サギソウ

©首藤房子

3. ナツエビネ (ラン科)

湿潤な溪流辺の林内に生育しています。人にによる採取が著しく、絶滅の危険性が高くなっています。



ナツエビネ

©永宮野敬

○施策の柱 ii. に関する数値目標の評価

«第3次日田市環境基本計画「施策の柱」ごとの数値目標の評価の考え方»

- 目標値に対する現状の数値割合に応じて、A～D判定の評価を行う。
- 新型コロナウィルス感染症の影響があったものについては判定不能とする。

判定結果	評価基準
A	達成率100%以上
B	達成率80%以上100%未満
C	達成率60%以上80%未満
D	達成率60%未満
●	判定不能（評価なし）

※上昇または維持を目指す目標指標、項目については「（実績値／目標値）×100%」、
減少を目指す目標指標、項目については「（目標値／実績値）×100%」で達成率を算出

施策の柱 ii 目標指標

指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	現状 (R6年度末)	評価	担当課	備考
有害鳥獣による農林産物の被害額(年間) 令和3(2021)年度	19,995千円 令和3(2021)年度	16,799千円 令和9(2027)年度	18,676千円	B	林業振興課	

施策の柱 ii に関する項目

項目	基準値 (R2年度末)	目標値 (目標年度)	現状 (R6年度末)	評価	担当課	備考
農地・農道・水路の維持管理による農村の自然景観等の保全(集落協定数)	140集落	140集落 令和7(2025)年度	138集落	B	農業振興課	
①透水効果のある公園数 ②透水効果のある街路数	①12公園 ②2路線	①12公園 ②3路線 令和9(2027)年度	①12公園 ②3路線	A	都市整備課	
水生生物調査の参加人数 (社会教育事業で実施)	7館86人	7回90人 令和9(2027)年度	5回74人	B	社会教育課	

【施策の柱 iii. 脱炭素・循環型のまち】

«基本施策»

- (1) 緩和策の推進
- (2) 気候変動影響への適応策の推進
- (3) 3Rの推進、廃棄物の適正処理
- (4) 地域資源の循環的な利用

項目	頁
第5次日田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要	49～50
市施設の再生可能エネルギー利用状況	51～52
食品ロス削減の取組	53
ごみ排出量の推移	54
バイオマス資源化センターの稼働状況	55
可燃ごみの組成率（乾燥重量比）	56
リサイクル率の推移	56
資源回収団体奨励金制度	57
ごみステーション（集積所）設置補助制度	57
指定ごみ袋 収支、可燃ごみ減量効果	58
日田市のごみのリサイクルの流れ	59
日田市のごみ処理のあゆみ	60
○施策の柱 iii. に関する数値目標の評価	61

第5次日田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

1. 基本的事項

【1. 背景】

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する計画の策定
- 第4次地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の計画期間が令和4年度で終了

【2. 基本的事項】

(1) 計画の目的

- 本市の事務事業の推進に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るため、本計画において目標や取組を定める。

(2) 計画期間及び基準年度

- 計画期間：令和6年度～令和12年度
- 基準年度：平成25年度

(3) 計画の範囲

- 本市が実施するすべての事務事業を対象とする。
ただし、外部への委託や指定管理者制度等により実施する事務事業は計画の対象には含めず、受託者等に対して温室効果ガスの排出の削減等のために必要な措置を講ずるよう要請。

(4) 対象とする温室効果ガスの範囲

- 二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)

2. 削減目標

【1. 温室効果ガスの排出状況】

(1) 第5次実行計画におけるCO₂排出量の削減目標

基準年度(2013年(平成25年)度)の排出量 20,716t-CO₂

51%削減

目標年度(2030年(令和12年)度)の排出量 10,151t-CO₂

(2) 取組内容

- 公共施設においてエネルギー使用量の大きい空調設備・照明等について、運用方法の見直しを行い省エネ対策に取り組む。また再生可能エネルギーや環境負荷の少ない機器等の導入を検討する。

(3) 具体的な取組

- 公共施設の新設や改修の際には、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化の検討を行い建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す。
- 公共施設において太陽光発電等の再エネ設備導入を推進する。公共施設について、太陽光発電施設導入ポテンシャル調査を実施し導入を図る。

第5次実行計画における令和6年度の取組結果は、下表のとおりとなっています。

【二酸化炭素排出量 施設グループ別 昨年度との比較】

(単位 : t-CO₂)

施設グループ	令和5年度	令和6年度	増減率
庁舎等	776	776	0%
上下水道施設	3,375	2,917	-14%
廃棄物処理施設	2,844	2,458	-14%
学校教育施設	1,741	1,876	8%
スポーツ・公園施設	37	37	-1%
福祉・医療施設	263	251	-5%
観光・産業施設	75	55	-26%
社会・文化系施設	270	270	0%
その他施設	314	296	-6%
公用車・バス	452	445	-1%
ごみ焼却分	10,808	8,688	-20%
合計	20,955	18,069	-14%

○二酸化炭素排出量の算定方法について

算定式 : 二酸化炭素排出量 (t-CO₂) = ①活動量 × ②排出係数

※算定には、環境省ホームページで公開されている調整後排出係数を使用。

①活動量…二酸化炭素の排出量と相關のある排出活動の規模を表す指標。

例) 電気やガス、ガソリン等の使用量、廃棄物の焼却量など

②排出係数…電気や燃料等を1単位使った際に排出される二酸化炭素の量を示す数値。

※電気の排出係数は、発電における化石燃料と再生可能エネルギーの割合によって異なるため、排出係数は電力会社ごとに設定・公表されており、再エネ比率が高いほど排出係数が低くなる。

【ごみ焼却とごみ焼却以外の二酸化炭素排出量 基準年度との比較】

(単位 : t-CO₂)

部門・施設	平成25年度（基準年度）	令和6年度	増減率
ごみ焼却以外	14,498	9,381	-35%
ごみ焼却分	6,217	8,688	40%
合計	20,715	18,069	-13%

※ごみ焼却分とは、清掃センターにおいて処理された一般廃棄物の可燃物（市収集分・一般持込分）のうち、プラスチックごみ焼却に係る二酸化炭素排出量を可燃ごみの組成率調査を基に算出したものです。

市施設の再生可能エネルギー利用状況

①太陽光発電施設

施設名		施設規模	設置年月
小中学校	日田市立北部中学校	40kw	平成13年7月
	日田市立光岡小学校	30kw	平成17年9月
	日田市立三隈中学校	20kw	平成20年1月
	日田市立五馬中学校	30kw	平成20年7月
	日田市立戸山中学校	30kw	平成22年3月
	日田市立東有田中学校	30kw	平成22年3月
	日田市立前津江中学校	30kw	平成22年3月
	日田市立東部中学校	40kw	平成22年4月
	日田市立津江中学校	30kw	平成22年5月
	日田市立南部中学校	30kw	平成23年2月
	日田市立大明小中学校	20kw	平成24年11月
	日田市立咸宜小学校	50kw	平成25年4月
その他	中央児童館	10kw	平成14年4月
	浄化センター	20kw	平成15年1月
	市民文化会館（パトリア日田）	50kw	平成19年6月
	複合文化施設AOSE	10kw	平成28年4月
	おおやまこども園	10kw	平成30年3月

②小水力発電施設

施設名	施設規模	設置年月	発電量 (kwh)		
			設置～令和5年度	令和6年度	累計
鯛生小水力発電所	66kw	平成16年4月	7,158,262	178,617	7,336,879
浄化センター内小水力発電所	3.7kw	平成24年3月	94,081	8,491	102,572

※1 測定器の故障による暫定値

③バイオマス発電施設

施設名	施設規模	設置年月	発電量 (kwh)		
			設置～令和5年度	令和6年度	累計
バイオマス資源化センター	340kw 170kw×2	平成18年3月	27,657,193	1,055,541	28,712,734
浄化センター	100kw	平成23年11月	10,138,106	809,832	10,947,938

④その他の自然エネルギー施設

施設名	施設規模
太陽熱利用施設	
市営畠中住宅	集積面積 約3m ² (OMソーラー)
すがっ子保育園	集積面積 約137m ² (OMソーラー)
上津江振興局	集積面積 約33m ² (OMソーラー)
大明小・中学校	集積面積 約321m ² (OMソーラー)
木質ペレット利用施設	
五馬中学校	木質ペレットストーブ 出力10,080kcal×3基
戸山中学校	木質ペレットストーブ 出力10,080kcal×3基
津江小・中学校	木質ペレットストーブ 出力10,080kcal×1基



(五馬中学校：木質ペレットストーブ)

食品ロス削減の取組

フードドライブ及びフードパントリーの実施

«フードドライブ»とは？

家庭で余っている食品を持ち寄り、その食品を必要としている方々に寄付する活動です。

«フードパントリー»とは？

生活困窮者やひとり親家庭など、何らかの理由で十分な食事を取ることができない状況の方々に食品を無料で提供する支援活動のことです。

これらの活動は支援活動の側面と合わせて、食品ロス削減の取組として注目されています。

【令和6年度の活動の実績】

主催：日田市社会福祉協議会

共催：日田市

○フードパントリー1回目

日時：令和6年5月19日（日）9時00分から12時00分

場所：ウェルピア

○フードドライブ1回目

日時：令和6年10月20日（日）9時00分から14時00分

場所：ウェルピア

○フードパントリー2回目

日時：令和6年11月24日（日）9時00分から12時00分

場所：ウェルピア

○フードドライブ2回目

日時：令和7年2月23日（日）9時00分から12時00分

場所：ウェルピア

○フードパントリー3回目

日時：令和7年3月16日（日）9時00分から12時00分

場所：ウェルピア

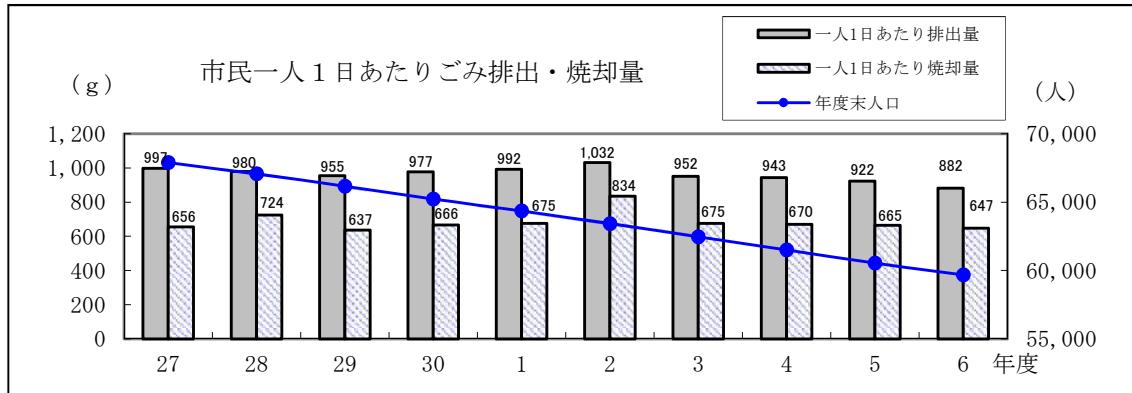
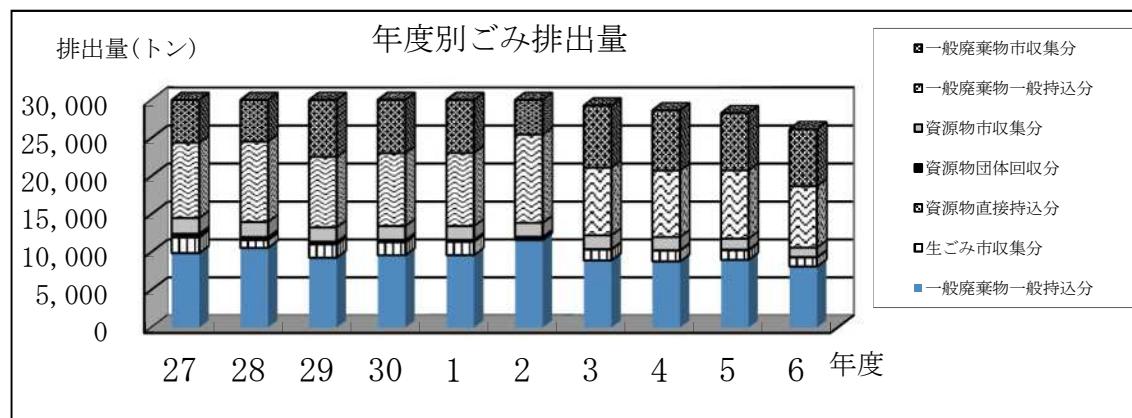
ごみ排出量の推移

(単位:トン)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源物以外の一般廃棄物	市収集分	8,244	8,920	7,967	8,023	8,128	9,769	8,150	7,918	7,530	7,491
	内訳	可燃物 不燃物 埋立物	7,134 858 252	7,844 838 238	6,879 854 234	6,923 867 233	7,042 867 219	8,662 923 184	7,104 877 169	6,878 865 175	6,551 836 143
	一般持込分	9,862	10,541	9,261 (13,493)	9,581	9,593	11,597 (15,352)	8,900	8,748	8,958 (9,089)	8,083
	内訳	可燃物 不燃物 埋立物	9,174 246 442	9,886 289 366	8,509 265 487 (10,424) (439) (2,630)	8,937	8,850	10,649 (12,016)	8,278	8,153	8,194 (8,286)
	合計	18,106	19,461	17,228 (21,460)	17,604	17,721	21,366 (25,121)	17,050	16,666	16,488 (16,619)	15,574
	対前年比	106.5%	107.5%	88.5%	102.2%	100.7%	120.6%	79.8%	97.7%	98.9%	94.5%
	市収集分	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470	1,263
	団体回収分	471	387	333	309	250	73	41	50	59	50
	直接持込分	24	22	22	20	20	20	22	17	14	12
	資源物合計	2,588	2,419	2,249	2,165	2,090	1,944	1,904	1,799	1,543	1,325
資源物	対前年比	95.8%	93.5%	93.0%	96.3%	96.5%	93.0%	97.9%	94.5%	85.8%	85.9%
	生ごみ	市収集分 直接持込分 生ごみ合計 対前年比	2,059 2,028 4,087 90.7%	1,019 1,084 2,103 51.5%	1,749 1,840 3,589 170.7%	1,687 1,799 3,486 97.1%	1,753 1,811 3,564 102.2%	308 272 580 16.3%	1,407 1,340 2,747 473.6%	1,426 1,279 2,705 98.5%	1,283 1,107 2,390 88.4%
	ごみ総排出量	24,781	23,983	23,066 (27,298)	23,255	23,375	23,890 (27,645)	21,701	21,170	20,421 (20,552)	19,203
	年度末人口(人)	67,893	67,062	66,171	65,225	64,356	63,434	62,464	61,494	60,542	59,668
	一人1日あたり排出量(g)	997	980	955	977	992	1,032	952	943	922	882
	一人1日あたり焼却量(g)	656	724	637	666	675	834	675	670	665	647

※平成29年度・令和2年度・令和5年度の()内の数値は、災害ごみを含む量。

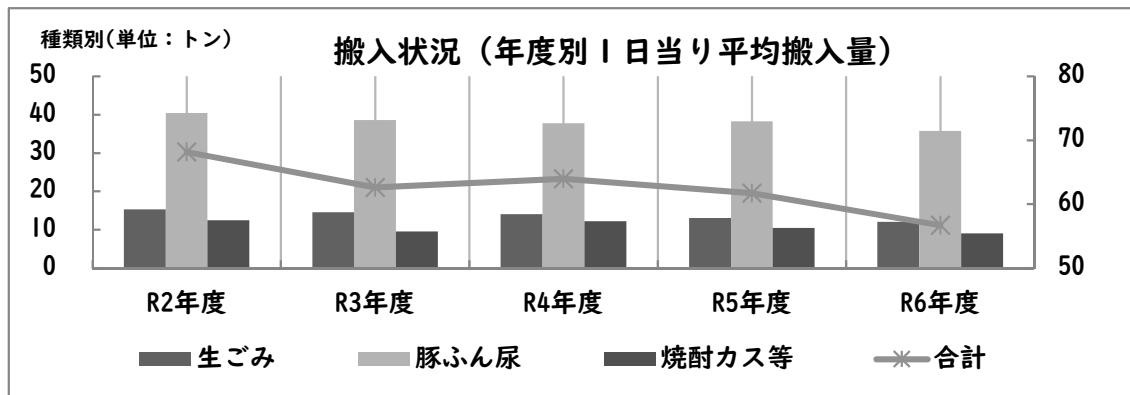
※平成28年度及び令和2年度はバイオマス資源化センターの爆発事故、令和3年度は同施設のメタンガス発酵槽の不具合、令和4年度は同施設の破袋機改修工事、令和6年度は主要機械機器点検整備のため生ごみの一部を焼却処理。



《ごみ》

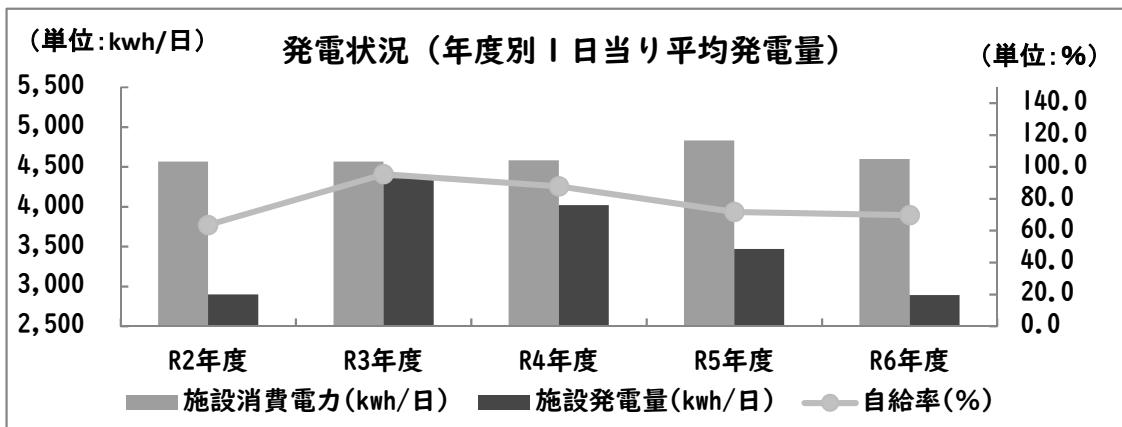
バイオマス資源化センターの稼働状況

【搬入状況】



年 度	稼働日	生ごみ		豚ふん尿		焼酎カス等		合計	
		搬入量(t)	1日平均(t/日)	搬入量(t)	1日平均(t/日)	搬入量(t)	1日平均(t/日)	搬入量(t)	1日平均(t/日)
R2年度	286日	4,379	15.3	11,555	40.4	3,560	12.4	19,494	68.2
R3年度	286日	4,151	14.5	11,034	38.6	2,719	9.5	17,904	62.6
R4年度	285日	4,013	14.0	10,799	37.8	3,485	12.2	18,297	64.0
R5年度	284日	3,734	13.1	10,935	38.2	2,978	10.4	17,647	61.7
R6年度	287日	3,428	12.0	10,208	35.7	2,590	9.1	16,226	56.7

【発電状況】



年 度	施設消費電力(kwh/日)	施設発電量(kwh/日)	自給率(%)
R2年度	4,566	2,900	63.5
R3年度	4,565	4,356	95.4
R4年度	4,583	4,021	87.7
R5年度	4,831	3,470	71.8
R6年度	4,596	2,892	69.8



【堆肥・液肥】

年 度	堆肥配布量	液肥散布量
R2年度	282 t	121 t
R3年度	306 t	140 t
R4年度	276 t	126 t
R5年度	283 t	117 t
R6年度	293 t	95 t

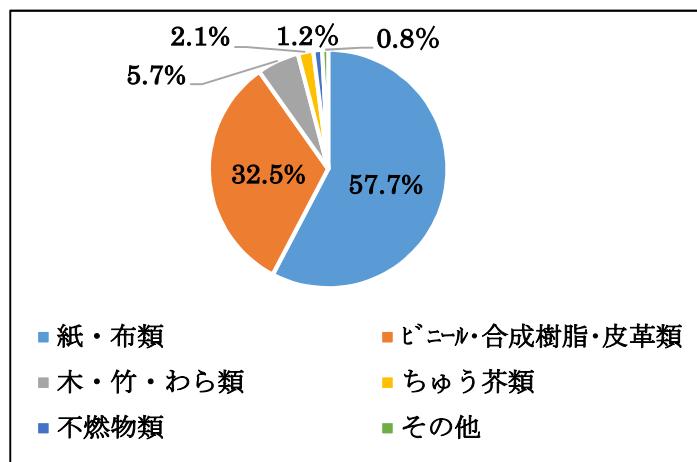
可燃ごみの組成率（乾燥重量比）

(清掃センター調べ)

ごみの種類	組成率					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙・布類	49.6%	43.9%	55.9%	59%	48.2%	57.7%
ビニール・合成樹脂・皮革類	34.2%	19.7%	24.4%	24.9%	36.7%	32.5%
木・竹・わら類	6.6%	5.8%	10.7%	9.3%	6.8%	5.7%
ちゅう芥類	6.4%	23.1%	7.9%	4.6%	5.9%	2.1%
不燃物類	0.9%	4.5%	0.4%	0.65%	1.2%	1.2%
その他	2.3%	3.0%	0.8%	1.6%	1.3%	0.8%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※組成率は年4回の平均値

令和6年度 ごみ質分析結果表

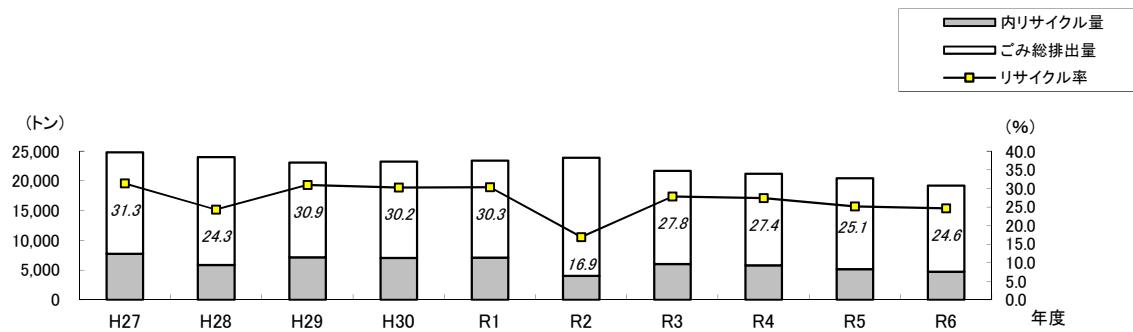


清掃センター

リサイクル率の推移

令和6年度リサイクル率 : リサイクル量／ごみ総排出量 = 4,729t / 19,203t = 24.6%

リサイクルされるもの : 紙類・布類・資源BIN・発泡スチロール・金属類（アルミ・スチール・鉄等）・BIN、ペットボトル・有害物・生ごみ



※リサイクル率について

平成28年度及び令和2年度はバイオマス資源化センターの爆発事故、令和3年度は同施設のメタンガス発酵槽の不具合、令和4年度は同施設の破袋機改修工事、令和6年度は主要機械機器点検整備のために生ごみの一部を焼却処理。よって、リサイクル率が低い。

資源回収団体奨励金制度

ごみの減量化、再資源化を図るとともに、環境問題に対する意識の高揚を目的として、資源回収団体奨励金制度を設けています。

子ども会や老人会などの市民団体が資源回収活動を行い、奨励金の交付申請をすると、回収量に応じて奨励金を交付します。

奨励金の対象となる資源物は、紙類（新聞紙・雑誌その他の紙・段ボール）、布類、ビン類（一升ビン・ビールビン）です。

さらに、ポイント制度を設けており、継続して実施した場合、一定の金額を加算します。

【資源物に対する奨励金の単価及びポイント制度】

品目	単価	ポイント制度
紙類	1kgにつき 7円	1カ月に紙類・布類 300kg以上 + ビン 200本以上 → 3ポイント 紙類・布類のみ 300kg以上 → 2ポイント
布類		
ビン類	1本につき 5円	ビンのみはポイント無し

5ポイント到達時に1万円、10ポイント到達時に2万円を交付します。
10ポイント到達時は0ポイントに戻って再スタート。
ただし、10ポイントを超える点数があった場合は、年度内に限り、次回に繰り越して加算します。

【実績】

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
団体数	57 団体	46 団体	45 団体	36 团体	24 团体
金 額	580,380 円	330,145 円	413,430 円	566,645 円	411,365 円

ごみステーション（集積所）設置補助制度

	補助件数	累 計	補助額実績（円）	市内ごみステーション 総 数 （年度末）
平成 23 年度	16	333	370,000	2,483
平成 24 年度	17	350	400,200	2,504
平成 25 年度	21	371	429,500	2,525
平成 26 年度	21	392	496,200	2,538
平成 27 年度	19	411	482,500	2,551
平成 28 年度	19	430	439,900	2,572
平成 29 年度	12	442	290,400	2,586
平成 30 年度	22	464	577,100	2,608
令和元年度	20	484	448,200	2,632
令和2年度	6	490	180,000	2,655
令和3年度	10	500	242,200	2,678
令和4年度	14	514	351,200	2,699
令和5年度	7	521	166,200	2,717
令和6年度	8	529	187,700	2,746

指定ごみ袋

【指定ごみ袋収支】

販売店の注文実績（令和6年3月 — 令和7年2月） (単位：枚)

	大	中	小
燃やせるごみ袋	1,184,000	957,000	231,300
燃やせないごみ袋	213,200	150,600	95,300

指定ごみ袋収支決算内訳

歳入	歳出	差引	ごみ処理経費（令和6年度）
ごみ処理手数料 79,655,220 円	指定袋作製費 24,328,381 円 管理・配送費 4,273,657 円 手数料収納委託料 9,343,620 円 歳出合計 37,945,658 円	41,709,562 円 (ごみ処理経費に充当)	ごみ収集委託料 419,509,160 円 清掃センター施設管理費 158,414,212 円 ハイマス施設管理費 211,091,099 円 処理経費合計 789,014,471 円

ごみ処理手数料の充当

指定ごみ袋の収入は、必要経費（指定袋作製費、管理・配送費及び販売店への収納委託料）を差引し残った額は全てごみ処理に係る経費に充てています。令和6年度は、処理経費の約5.29%に充当しています。

[算出根拠 参考]

(ごみ処理手数料差引額) 41,709,562 円 ÷ (処理経費合計) 789,014,471 円 × 100 ≒ 5.29% (充当)

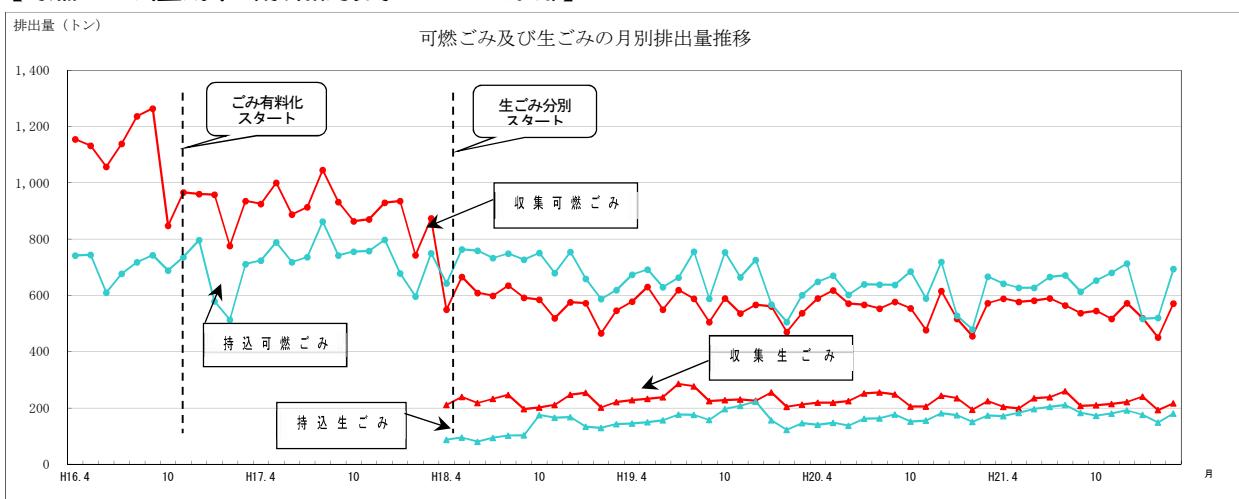
(清掃センター施設管理費)

(歳出) 237,377,806 円 - (歳入) 78,963,594 円 = 158,414,212 円 (処理経費)

(ハイマス施設管理費)

(歳出) 274,962,229 円 - (歳入) 63,871,130 円 = 211,091,099 円 (処理経費)

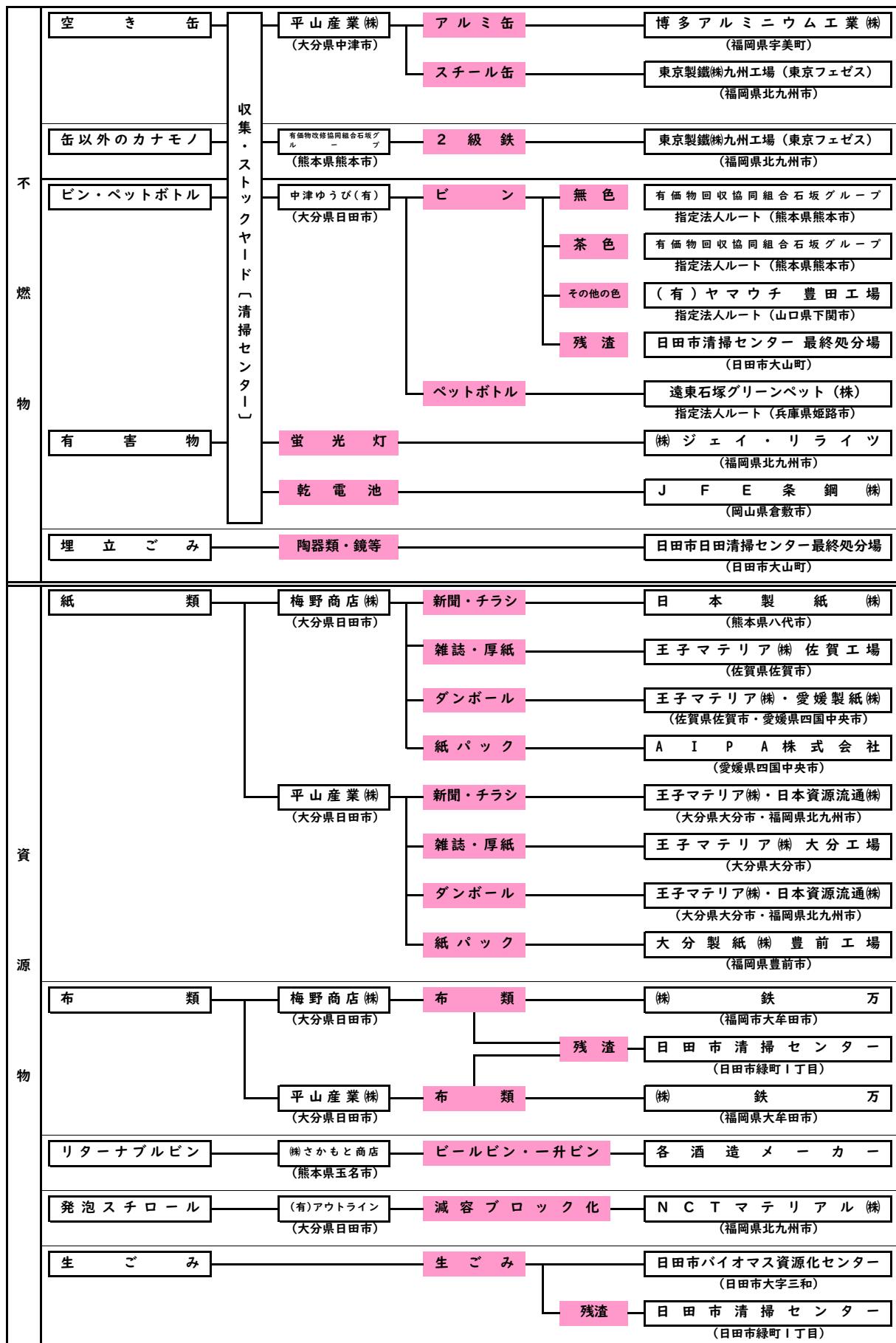
【可燃ごみ減量効果（有料指定袋導入・生ごみ分別】



「収集可燃ごみ」の月平均排出量は、平成16年10月のごみ有料化以前は1,164t程度で推移していましたが、ごみ有料化後には、909t（平成16年10月～平成18年3月平均）となっており255tの減量効果がありました。また、生ごみ分別収集開始後の排出量は569t（平成18年4月～平成20年3月平均）となり、ごみ有料化後と比較すると更に340tの収集可燃ごみが減量されました。「ごみ有料化」「生ごみ分別収集」の実施により月平均で595t(51.0%)の「収集可燃ごみ」が減量されたことになります。

一方「持込可燃ごみ」は、生ごみ分別収集の開始により42t（平成18年4月～平成20年3月平均）の減量に転じました。

日田市のごみのリサイクルの流れ



日田市のごみ処理のあゆみ

年	ごみ処理のあゆみ	ごみの分別
昭和 28 年 (1953)	・中ノ島の市営ごみ焼却場が大水害により流失し、上城内に移転する。 ・旧市内のごみを、馬車（2台）三輪トラック（1台）で集める。	分別なし
37 年 (1962)	・収集業務を清掃会社に委託する。（1社）	
43 年 (1968)	・委託業者が2社になる。（日田公益・日田清掃） ・小型四輪トラックを使い始め、収集を週2回にする。	
48 年 (1973)	・日田市郡共同の焼却場が、天瀬町女子畑に完成する。 ・パッカー車を使い始める。	
54 年 (1979)	・「燃えるごみ」と「燃えないごみ」（月1回）に分けて収集。	2種2分別
56 年 (1981)	・「燃えないごみ」を「金属類」と「その他（ビン類等）」に分ける。 【燃えるごみ：週2回 燃えないごみ：月2回】	2種3分別
59 年 (1984)	・「燃えないごみ」のうち、乾電池・蛍光灯等を「有害物」として分ける。	2種4分別
平成 2 年 (1990)	・日田市緑町に焼却場が移転する。	
4 年 (1992)	・「資源物（紙類・布・一升ビン等）」と「セトモノ（埋立ごみ）」の分別収集を始める。	8種13分別
5 年 (1993)	・「資源物」の収集を月2回にする。	
9 年 (1997)	・ペットボトルの分別を始める。（ビンとあわせ収集）	8種13分別
10 年 (1998)	・ごみ出し袋の透明化。 ・事業系一般廃棄物の収集をやめる。（事業者自己処理） ・清掃センター焼却炉の改修。（ダイオキシン対策）	
14 年 (2002)	・「カナモノ」を「空き缶」と「缶以外のカナモノ」に分ける。	14分別
15 年 (2003)	・「発泡スチロール」の分別収集を始める。	15分別
16 年 (2004)	・10月 「指定ごみ袋制（ごみ処理有料化）」開始。	
17 年 (2005)	・3月 市町村合併。 ・委託業者が3社になる。（日田公益・日田清掃・新栄清掃）	
18 年 (2006)	・4月 生ごみ分別収集開始。（バイオマス資源化センターで利活用）	16分別
26 年 (2014)	・10月 「缶以外のカナモノ」から使用済み小型家電を選別し、レアメタル等の回収を始める。	
30 年 (2018)	・5月 紙製の「埋立ごみ専用指定袋」を廃止し、埋立ごみを排出する場合は、現行の「燃やせないごみ兼用指定袋」を兼用。	

○施策の柱iii.に関する数値目標の評価

«第3次日田市環境基本計画「施策の柱」ごとの数値目標の評価の考え方»

- 目標値に対する現状の数値割合に応じて、A～D判定の評価を行う。
- 新型コロナウィルス感染症の影響があったものについては判定不能とする。

判定結果	評価基準
A	達成率100%以上
B	達成率80%以上100%未満
C	達成率60%以上80%未満
D	達成率60%未満
●	判定不能（評価なし）

※上昇または維持を目指す目標指標、項目については「（実績値／目標値）×100%」、
減少を目指す目標指標、項目については「（目標値／実績値）×100%」で達成率を算出

施策の柱iii 目標指標

指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	現状 (R6年度末)	評価	担当課	備考
市内の温室効果ガス排出量	579千t-CO ₂ /年 平成25(2013)年度	289.5千t-CO ₂ /年 令和12(2030)年度	415千t-CO ₂ /年 令和4(2022)年度	C	環境課	
市民1人1日あたりの可燃ごみ排出量	656g 平成27(2015)年度	511g 令和8(2026)年度	647g	C	環境課	
ごみのリサイクル率	18.5% 平成27(2015)年度	27.5% 令和8(2026)年度	16.0%	D	環境課	

施策の柱iii に関する項目

項目	基準値 (R2年度末)	目標値 (目標年度)	現状 (R6年度末)	評価	担当課	備考
公用車の低燃費低公害車の導入	45.50%	50.0%以上 令和9(2027)年度	46.8%	B	財政課	
公用車の軽自動車の導入	38.50%	40.0%以上 令和9(2027)年度	37.2%	B	財政課	
公用電動アシスト自転車導入台数	26台	26台 令和9(2027)年度	26台	A	財政課	
本庁舎照明器具の省エネ器具への交換率	90.1%	100% 令和9(2027)年度	98.3%	B	財政課	
農業集落排水で発生する汚泥の堆肥化率	100%	100% (各年度)	100%	A	施設工務課	
公共下水道汚泥の堆肥化及びセメント原料化率	100%	100% (各年度)	100%	A	施設工務課	

【施策の柱iv. 環境活動を実践するまち】

«基本施策»

- (1) 環境教育・環境学習（E S D）の推進
- (2) 自主的な環境行動の推進

項目	頁
環境教育・啓発事業	63
日田市学校版環境 I S O	64
こどもエコクラブ	65
ひた市民環境会議	66
環境活動団体一覧表	67
日田市の環境・受賞	68
○施策の柱iv. に関する数値目標の評価	69

環境教育・啓発事業

【講座等】

講座	対象	回数	参加者数(人)
水生生物調査	講座申し込み団体	11	348
ふれあい宅配講座	小・中学生など	2	18

【こども環境講座】

○環境パフォーマーらんま先生の eco 体験講座

- ・8月3日開催
- ・来場者数…240名

日本では初めて環境省から<環境パフォーマー>の認定を唯一受けたらんま先生（石渡学 先生）を招聘し、環境講座を行いました。

環境問題や SDGs について、世界一大きな空気砲の体験やジャグリングの実験のパフォーマンスを通してわかりやすく説明され、子どもから大人まで楽しく学びました。

【環境パネル展】

○ストップ！地球温暖化 環境パネル展

- ・8月3日～8月9日

近年の自然災害の原因の一つとされる地球温暖化について知ってもらい、ライフスタイルを見直し、変化させるきっかけとなるよう、地球温暖化や気候変動について解説する環境パネルを展示しました。



日田市学校版環境ISO

【学校版環境ISOの目的】

学校版環境ISOは、緑化活動、リサイクル活動、省エネルギー活動などを行うことで、児童・生徒の環境保全意識を育てるとともに、主体的な環境保全行動を促進することを目的としています。

【学校版環境ISOとは】

学校版環境ISOとは、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の「PDCAサイクル」の考え方を取り入れたシステムで、各学校において、資源の有効利用や環境負荷の軽減など、環境にやさしい学校づくりに向けて取り組み、それを点検・記録し、見直すことで次の行動に活かしてもらうものです。

【学校版環境ISOの具体的な取組】

- ①宣言・周知（学校がこの制度に取り組むことを児童・生徒及び教職員、保護者に宣言・周知する。）
- ②組織と役割（誰が何をするのか役割と責任を決める。）
- ③環境調査（学校生活（家庭含む）の中で環境に影響を与える行動を洗い出す。）
- ④実行計画 - 目標の設定 - （環境調査で洗い出した項目から目標を設定する。）
- ⑤行動（目標を設定したら達成するために目標毎に手順書や行動計画書を作成する。）
- ⑥点検・記録（行動計画書ができたら、そのとおりに行動しているか、あるいは目標がどれだけ達成されているかなどを点検し、記録する。）
- ⑦見直し（点検記録を見て目標が達成できていない場合は、何らかの見直しを行い、軌道修正する。）

【小中学校の認定状況】

平成12年度の制度創設以来、順調に新規登録及び更新審査が行われ、市内の全小中学校が認定校として学校版環境ISOに取り組んでいます。（小学校18校、中学校12校）

（認定日順）

小学校名	認定登録日	中学校名	認定登録日
高瀬小学校	平成13年5月30日	北部中学校	平成16年3月23日
光岡小学校	平成13年12月7日	戸山中学校	平成16年3月26日
若宮小学校	平成14年3月6日	東部中学校	平成16年4月21日
咸宜小学校	平成15年3月10日	東有田中学校	平成17年1月17日
三芳小学校	平成15年3月13日	三隈中学校	平成17年3月1日
小野小学校	平成15年3月17日	南部中学校	平成17年3月10日
日隈小学校	平成16年2月24日	大明中学校	平成17年3月17日
三和小学校	平成16年2月27日	東渓中学校	平成18年3月22日
朝日小学校	平成16年3月5日	五馬中学校	平成18年4月24日
有田小学校	平成16年3月19日	津江中学校	平成18年12月18日
桂林小学校	平成16年12月20日	前津江中学校	平成19年1月9日
石井小学校	平成17年2月24日	大山中学校	平成20年1月21日
大明小学校	平成24年3月5日		
津江小学校	平成25年3月4日		
東渓小学校	平成25年3月11日		
いつま小学校	平成25年3月12日		
前津江小学校	平成25年3月12日		
大山小学校	平成26年2月4日		

こどもエコクラブ

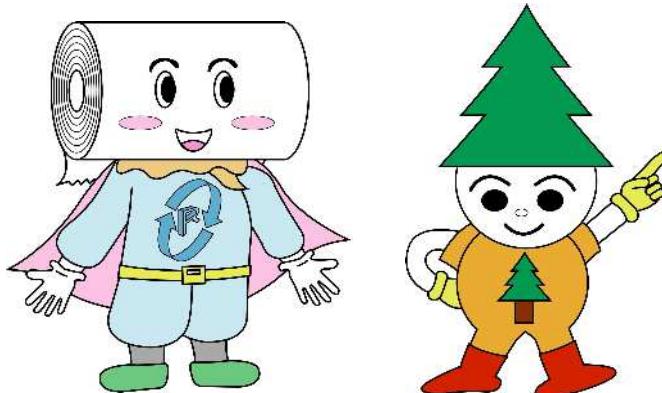
こどもエコクラブは、幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちが、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

活動する仲間（子供1人以上）と活動を支える大人（1人以上）がいれば、こどもエコクラブとして登録できます。市は、こどもエコクラブの「地域事務局」として活動の普及・啓発を行っています。

【こどもエコクラブ 令和6年度登録状況】

（単位：人）

	ク ラ ブ 名	メンバ-	サポーター
1	るんびにいクラブ	41	6
2	光ちびっこエコクラブ	6	11
3	高瀬こども園エコクラブ	26	22
4	つえっ子エコクラブ	6	9
5	さかえエコキッズ	40	6
6	認定こども園三隈幼稚園エコクラブ	50	8
7	月隈こども園こどもエコクラブ	49	8
8	あさひっ子エコクラブ	33	3
9	ひのくまスマイル	76	10
10	ひかりこども園エコクラブ	68	10
	合計	395	93

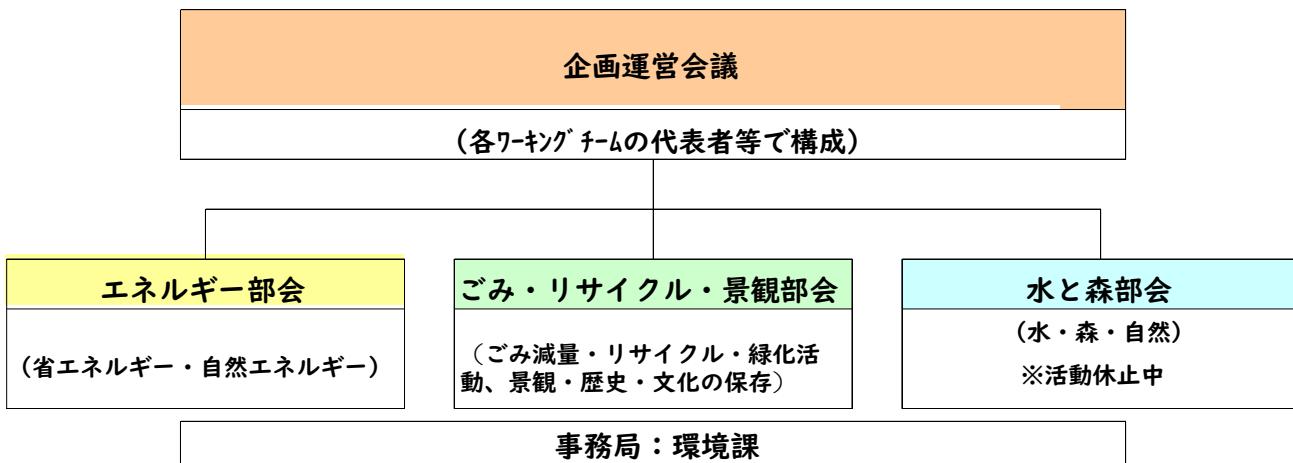


ごみ・リサイクルマスコット ペ~パーマン

環境マスコット すぎッピ

ひた市民環境会議

【ひた市民環境会議組織図】



【これまでの活動・経過】

◎ひた市民環境会議設立大会：平成13年12月11日



ひた市民環境会議設立趣意書

21世紀は地球環境時代。私たちはあらゆる活動場面で、「環境」のことを考えなければならない、もはや待ったなしの時期にきています。環境問題が私たちの日常生活や事業活動に起因している以上、従来の意識とライフスタイル、そして社会のシステムを変えていかなければなりません。

水と緑に恵まれたここ日田市において、このかけがえのない地球を未来の子どもたちに残すため、私たち、市民・事業者・行政がともに手を取り合いながら、活動をはじめます。一人ひとりができるることはささやかですが、力をあわせることにより、確かな一步を踏み出します。

平成13年12月11日

◎企画運営会議：適宜開催し、下記に関する事項について検討・審議のうえ決定する

- ・会議全体の意思決定（具体的環境保全活動計画や活動の報告のとりまとめ）
- ・各ワーキングチーム（部会）の運営に関する調整
- ・委員間及び事務局との情報交換（情報提供）
- ・環境基本計画の進捗状況の管理

◎ワーキングチーム会議：月1回の定例会のほか、各部会において実践活動を行う

エネルギー部会	：毎月第2木曜日
ごみ・リサイクル・景観部会	：毎月第2水曜日
水と森部会	：※活動休止中
場所：パトリアひた 市役所会議室 等	

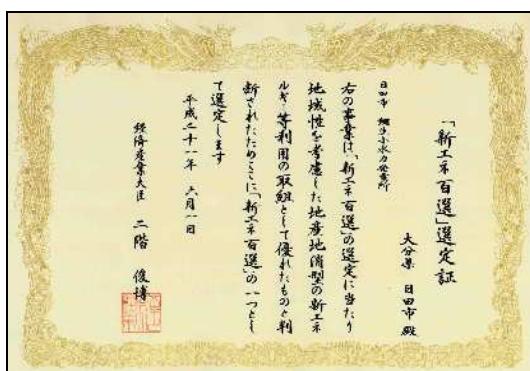


環境活動団体一覧表

団体名	代表者名 (事務局)	活動概要
NPO法人 ひた水環境ネットワークセンター	理事長 梶原 義一	親水イベント、水環境全般についての各種啓蒙活動（水関係団体、個人のネットワーク化）を行う。
NPO法人 大山水環境アスリート	諫山 光夫	大山川の河川環境の向上とひびき鮎の復活を目指す。また、カヌー教室等を行い、川を舞台にした青少年の健全育成を図る。
大山町環境ボランティアの会	江田 孝子	「クリーンアップ制度」に参加し、月1回のごみ拾いの実施や「ひた市民環境会議」のごみ・リサイクル・景観部会に参加するなど身近にできる環境活動を行う。
日田市消費者団体連絡協議会	今村 真奈美 (市商工労政課)	賢い消費者としての学習と啓発、調査活動を行い、年1回消費生活展を開催している。
高瀬川の清流を取り戻す会	古田 京太郎	かつての水や森の素晴らしい自然環境を取り戻すための啓発とふれあい活動を高瀬地区住民と協力して進めている。
郷土日田の自然調査会	財津 博文	樹木、植物、水辺の環境保全調査報告書を作成し、発行する。また、必要に応じて、調査報告会・懇談会・展示会を開催する。
地球ファンクラブ	井倉 順子	講演会や映画会など主催。その時々の身近なテーマから地球環境に至るまで話し合う。
ひた市民環境会議 ●エネルギー部会 ●ごみ・リサイクル・景観部会	甲斐 美徳 梶原 直樹 (市環境課)	環境問題全般に市民・事業者・行政協働で取組む。
水の森の会	駄田井 正	広葉樹の植林、自然環境学習、水の森の会が作った施設は自然にふれあう場として、自然学習・憩いの場として市民の誰もが活用できる。
水郷ひた再生委員会	井上 燕吉	水郷ひたの水質向上、水量確保および意識の高揚を図り、本来の川のあるべき姿に再生することを目的とし活動している。
NPO法人 木林乃森を守るネットワーク	合原 万貴	森林の健全な育成に寄与することを目的に、筑後川源流の森林（木林乃森）を守るため、環境教育活動を実施し、都市と山村部の交流を促進・支援している。

日田市の環境表彰・受賞

年	名 称	主 催
昭和59年	アメニティタウン指定	環 境 庁
平成 7年	全国水の郷100選	国 土 庁
平成 8年	残したい日本の音風景100選（小鹿田唐臼）	環 境 庁
平成11年	地球環境大賞最優秀環境自治体賞	日 刊 工 業 新 聞
平成11年	アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰	環 境 庁
平成13年	都市景観大賞（美しいまちなみ大賞）	国 土 交 通 省
平成14年	第1回環境首都コンテスト（参加数 93自治体）16位（5万～10万人規模別：1位）	環境NGO全国ネットワーク
平成15年	第2回環境首都コンテスト（参加数 115自治体）14位（5万～10万人規模別：2位）	環境NGO全国ネットワーク
平成16年	第3回環境首都コンテスト（参加数 93自治体）24位（5万～10万人規模別：4位）	環境NGO全国ネットワーク
平成16年	重要伝統的建造物群保存地区選定（豆田地区）	文 化 庁
平成17年	第4回環境首都コンテスト（参加数 75自治体）18位（5万～10万人規模別：2位）	環境NGO全国ネットワーク
平成18年	第5回環境首都コンテスト（参加数 75自治体）8位（5万～10万人規模別：2位）	環境NGO全国ネットワーク
平成19年	バイオマス利活用優良表彰 農村振興局長賞	農 林 水 産 省
平成19年	第6回環境首都コンテスト（参加数 74自治体）15位（5万～10万人規模別：2位）	環境NGO全国ネットワーク
平成19年	おおいた温暖化対策コンテスト 大分県知事表賞	環境省（大分県地球温暖化防止活動推進センター運営）
平成20年	ストップ温暖化「一村一品」大作戦全国大会 2008 環境都市賞（特別賞）	環境省（全国地球温暖化防止活動推進センター運営）
平成20年	第7回環境首都コンテスト（参加数 66自治体）12位（5万～10万人規模別：2位）	環境NGO全国ネットワーク
平成21年	新エネ100選（鯛生小水力発電所）	経 済 产 業 省



左は、「新エネ百選」の選定証

鯛生小水力発電所の電力を受電している「鯛生金山」観光施設にて掲示しています。

また、鯛生金山は「近代化産業遺産（経済産業省）」として登録されています。

○施策の柱iv.に関する数値目標の評価

«第3次日田市環境基本計画「施策の柱」ごとの数値目標の評価の考え方»

- 目標値に対する現状の数値割合に応じて、A～D判定の評価を行う。
- 新型コロナウィルス感染症の影響があったものについては判定不能とする。

判定結果	評価基準
A	達成率100%以上
B	達成率80%以上100%未満
C	達成率60%以上80%未満
D	達成率60%未満
●	判定不能（評価なし）

※上昇または維持を目指す目標指標、項目については「（実績値／目標値）×100%」、
減少を目指す目標指標、項目については「（目標値／実績値）×100%」で達成率を算出

施策の柱iv 目標指標

指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	現状 (R6年度末)	評価	担当課	備考
市民1人1日あたりの可燃ごみ排出量 (再掲)	656g 平成27(2015)年度	511g 令和8(2026)年度	647g	C	環境課	
ごみのリサイクル率 (再掲)	18.5% 平成27(2015)年度	27.5% 令和8(2026)年度	16.0%	C	環境課	
博物館入館者数(年間)	11,805人 平成29(2017)年度	12,000人 令和9(2027)年度	12,634人	A	博物館	

施策の柱iv に関する項目

項目	基準値 (R2年度末)	目標値 (目標年度)	現状 (R6年度末)	評価	担当課	備考
環境をテーマにした学習活動の参加人数 (社会教育事業で実施)	※26回431人	50回800人 令和9(2027)年度	19回381人	D	社会教育課	
三隈川を通して環境を考える「合同会議」 の参加小学校数	※0校	18校 令和9(2027)年度	18校	A	学校教育課	
学校生活における環境教育・活動の取組 校の割合	100%	100% 令和9(2027)年度	100%	A	学校教育課	
児童・生徒による地域での環境保全活動 実践推進の取組校の割合	60%	73% 令和9(2027)年度	100%	A	学校教育課	
こどもエコクラブ登録数	9クラブ	20クラブ 令和9(2027)年度	11クラブ	D	環境課	
ふれあい宅配講座(環境に関するもの)	※0回0人	5回50人 令和9(2027)年度	2回18人	D	社会教育課	

■基準値(令和2年度末)、現状(令和4年度末)の数値に※印のあるものは、新型コロナウィルス感染症拡大防止対策等により、事業の中止、縮小などの影響があったもの

第3次日田市環境基本計画 重点プロジェクト(前期3か年)の進捗状況

I.水郷ひた河川を美しくする条例の周知と普及啓発

【令和6年度の実施状況】

(1)広報、啓発活動

日田川開き観光祭(5月)、日田こども環境講演会(8月)、リバーフェスタ(8月)、市民健康福祉まつり(10月)、前津江、中津江、上津江ふるさと祭り(11月)等

(2)その他活動

- ・筑後川上流ネット会議にて、上流2自治体等(玖珠町、九重町、NPO団体)に対し、河川環境保全の協力依頼
- ・清流度調査(毎年秋に実施)
- ・浄化槽普及説明会
- ・水生生物調査13団体
- ・河川水質検査(31河川42個所)
- ・河川不法投棄監視

2.地域資源リサイクルシステムの構築

【令和6年度の実施状況】

環境衛生センター及び浄化センターにて行う、し尿・浄化槽汚泥等の投入実験を継続。

(今後の方針)

令和6年4月、バイオマス資源化センター、地域資源リサイクルシステム、新清掃センターの一体的見直しにより、バイオマス資源化センターは近年中に廃止することになった。受け入れてる生ごみはコンポスト(堆肥)化など市民の皆様による処理を支援し、それができない分は分別せず燃えるごみに含めて収集運搬し清掃センターで焼却する。産業廃棄物は廃掃法に基づき事業者責任で処理をお願いする。

環境衛生センター及び浄化センターにて行う、し尿・浄化槽汚泥等の投入実験については下水処理に悪影響を及ぼすおそれがあることから引き続き検討を続ける。今後は実現に向け、生活環境影響調査の予測を行う。生活環境影響調査に関する手続きが終了したのちに、配管布設工事を行う。

3.新清掃センター建設に向けての取組

【令和6年度の実施状況】

- 令和6年5月 日田市新清掃センター整備・運営事業に関する入札公告の中止
- 令和6年7月 生活環境影響調査(予測結果の更新)に着手
- 随時 住民説明会、先進地視察

(今後の方針)

令和6年4月に一般廃棄物処理施設の一体的見直しに伴い、新清掃センターで生ごみを焼却処理する方針転換となったため、5月に入札公告を中止した。新清掃センターの処理対象物に新たに生ごみを加えることに伴い、施設の基本的事項(ごみ量、ごみ質、搬入車両台数、等)の見直しを行い、改めて、入札公告に向けた事業費の算出と生活環境影響調査の予測の更新作業を行った。

令和7年4月には新清掃センターの整備・運営事業の入札公告を再度実施し、現在、事業者の選定作業を行っており、本年度中には落札者が決定する。

また、周辺住民や農業者等との合意形成に向けて、環境保全協定の締結や地元連絡協議会の設立、各種調査などを実施する予定としており、引き続き、丁寧な取り組みを行う。

3. 日田市環境保全条例

昭和47年12月20日

条例第37号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第7条—第13条)
- 第3章 環境基本計画(第14条)
- 第4章 環境保全(第15条—第29条)
- 第5章 公害防止(第30条—第33条)
- 第6章 日田市環境審議会(第34条—第40条)
- 第7章 雜則(第41条—第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市域における良好な環境の保全及び創造と地球全体の環境問題に取り組むための基本理念を定め、市民、事業者及び行政の責務を明確にし、施策の基本となる事項を定めることにより、施策の総合的推進をもって、将来にわたり良好な環境を維持するとともに、市民の健康で潤いのある生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできるよう生活環境、自然環境及び地球環境を保全(公害防止を含む。)することをいう。
- (2) 公害 環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定するもののほか、地域の生活環境及び自然環境に悪影響を与えると認められるものをいう。
- (3) 土地開発 土地の区画形質の変更をすることをいう。この場合において、農地の造成や資材置場、駐車場等として建築以外の用に供する目的で区画形質の変更をする場合を含む。
- (4) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 特殊建築物 建築基準法第2条第2号に規定する建築物をいう。
- (6) 建築主 建築基準法第2条第16号に規定する者をいう。
- (7) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (8) 残土 土砂等のうち、しゅんせつ土砂及び建設工事等に伴って排出された土砂をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然の豊かなふれあいを保ち、生き物との共生を確保すること。
- (3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等により潤いと安らぎのある環境を確保すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等の推進により循環を基調とした社会を構築すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に資する施策等を積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施す

るとともに、市民及び事業者の自主的活動の高揚を図るための啓発及びその助長に努めるものとする。

2 市は、前項の施策を策定するときは、あらかじめ第34条に規定する日田市環境審議会(第14条第3項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら生活環境の破壊、汚染若しくは悪化を防止し、又は回復し、進んで良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に伴って生ずる廃棄物及び汚水等の適切な処理並びに公害の防止及び水質保全に努め、良好な生活環境の保全のため、自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造の推進に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動に伴い環境破壊等による紛争、被害が生じた場合、自らの責任においてその解決に当たなければならない。

第2章 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第7条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について積極的に配慮するものとする。

(環境教育及び学習等)

第8条 市は、市民及び事業者(以下「市民等」という。)が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動の意欲が増進されるようにするため、環境教育及び学習の振興並びに広報活動の充実について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第9条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び公開)

第10条 市は、第8条の環境教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の現状その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の必要な事項の調査を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進を図るものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第3章 環境基本計画

(環境基本計画)

第14条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる日田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次の事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、日田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第4章 環境保全

(廃棄物の不法投棄及び不法焼却の禁止)

第15条 何人も、河川、水路、公園、道路その他の公共の場所及び田、畠、森林その他の場所に廃棄物を捨ててはならない

2 何人も、廃棄物の野焼き及び廃棄物処理基準を満たさない焼却炉での焼却を行ってはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反した者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(土地開発に伴う協議)

第16条 日田市の区域(以下「市域」という。)において、次に掲げる土地開発を行おうとする者(以下「施工者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく許可を要する土地開発

(2) 前号に掲げるもののほか、1,000平方メートル以上の土地開発

2 前項第2号に該当して協議しなければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 開発地区内の道路の計画

(2) 開発地区内の給水及び排水施設計画

(3) 開発地区内の広場、公園及び緑地等の計画

(4) 開発地区内の消防水利施設計画

(5) 当該開発により予想される公害又は災害の防除計画

(6) 当該開発に伴う水質保全計画

(7) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、施工者から前項の規定による協議を受けたときは、環境保全について指示を行うとともに、必要と認めるものについては、施工者と土地開発協定を締結しなければならない。

4 市長は、前項の規定による指示を受諾した施工者に対して、協議済証を交付するものとする。

5 前項の規定による協議済証の交付を受けた施工者は、施工場所の見やすい場所に、その協議済証の写しを掲示しておかなければならぬ。

6 施工者は、工事に着手しようとするときは市長に届け出て、市長が別に定める公共施設等施工基準に基づいて工事を施工し、工事完了後は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、公共施設のうち工事完成後日田市の管理に属するものとなる施設については、市長が別に定める開発行為指導要綱に準じて検査を受けなければならない。

7 施工者は、第2項の規定により市長に協議した事項又は第3項の規定により土地開発協定を締結した事項に変更(規則で定める軽易な変更を除く。)を加えようとするときは、第1項の規定に準じて協議しなければならない。

8 市長は、施工者が第1項の規定による協議(前項で準用する場合を含む。)を行わないで土地開発をし、又は第6項の規定に違反した事実が判明したときは、当該施工者に対し、廃棄物の収集その他市長が処理しなければならぬ事務について必要な条件を付することができる。

(建築物等の建築に伴う協議)

- 第17条 市域において建築物又は特殊建築物(以下「建築物等」という。)を建築(改築又は増築を含む。以下同じ。)しようとする建築主は、あらかじめ次の各号に定める事項について、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。
- (1) 建築物等から排出する汚水の処理及び排水の施設
 - (2) 建築物等の建築により予想される公害又は災害に対する措置
 - (3) 建築物等の建築に伴う緑地の確保
 - (4) 建築物等に通ずる道路の状況その他環境保全上必要な事項
 - (5) 建築物等への給水施設
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、建築主から前項の規定による協議を受けたときは、環境保全について指示を行わなければならない。
- 3 建築主は、建築について市長との協議を経たときは、前項の指示に従い、市長が別に定める公共施設等施工基準に基づいて必要な施設を設置し、又は必要な措置を講じなければならない。
- 4 建築主は、第1項の規定により市長と協議した事項に変更(規則で定める軽易な変更を除く。)を加えようとするときは、同項の規定に準じて協議しなければならない。
- 5 前条第8項の規定は、この条の建築物等の建築に伴う協議について準用する。この場合において、同項中「施工者」とあるのは「建築主」と、「土地開発」とあるのは「建築」と読み替えるものとする。

(事前届出及び説明会)

- 第18条 前条に規定する建築主のうち規則で定める指定建築物を建築しようとする者(以下「指定建築主」という。)は、前条の協議に先立って、当該建築計画の概要をあらかじめ市長に届け出なければならない。
- 2 指定建築主は、前項の届出後、当該建築計画について、規則で定めるところにより、近隣住民への説明会を開催し、その結果について市長に報告しなければならない。

(適用除外)

- 第19条 次に掲げる土地開発又は建築物等の建築については、前3条の規定を適用しない。
- (1) 国、地方公共団体及び規則で定める公社等が行う事業
 - (2) 非常災害のため必要な応急事業
 - (3) 規則で定める軽易な土地開発又は建築物等の建築
 - (4) この条例の施行前に着手している土地開発又は建築物等の建築

(残土の処理)

- 第20条 残土の処理については、予想される公害又は災害の発生等周辺の良好な環境に悪影響を与えないよう配慮しなければならない。
- 2 市長は、残土の処理により、公害又は災害の発生が予想される場合は、土地の所有者及び搬入業者に適正な処置を行うよう指導することができる。

(文化財等の保護)

- 第21条 施工者、建築主又は当該工事を施工する業者は、次に掲げるときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。
- (1) 当該開発地区及び当該建築物の建築用地内に道標、地蔵、五輪塔その他石造、鉄造、青銅造又は銅造の先人の遺物等があるとき又は発見したとき。
 - (2) 工事施工中に埋蔵した日田市文化財保護条例(昭和46年条例第26号)第2条に規定する文化財を発見したとき。

(緑化の推進)

- 第22条 市域に連続して1,000平方メートル以上の事業の用に供する宅地を占有する事業者は、その宅地の中に緑地を確保し、緑化の推進に努めなければならない。

- 2 市長は、前項に定める土地のほか、市域の環境保全上必要と認める土地については、その占有者又は管理者と植樹協定を締結し、緑化の推進を図らなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により緑化を推進する場合、苗木又は種子のあっせん及び苗木又は種子の購入費に対し必要な助成を行うことができる。

(保存樹木又は保存樹林の指定)

第23条 市長は、良好な自然環境を確保し、美観風致を維持するため、別に定める基準に添って保存樹木又は保存樹林を指定することができる。

(屋外広告物に関する措置)

第24条 広告物を表示し、又は広告物を掲出しようとする者は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び大分県屋外広告物条例(昭和39年大分県条例第71号)を遵守し、地域の良好な環境を損なわないようにしなければならない。

(空閑地の管理)

第25条 市街地又は住家が集合している地区若しくはその周辺地区(以下「市街地等」という。)に所在する空閑地の占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 雜草の刈取り
- (2) 空閑地への廃棄物の不法投棄の防止措置
- (3) 投棄された廃棄物の除去

2 市長は、市街地等の空閑地の管理が適切でなく、都市の美観に影響があり、かつ、都市の環境保全上好ましくないと認めるときは、その占有者等に対し、期限を定めて雑草の刈取り若しくは廃棄物の除去を勧告し、又は命ずることができる。

(空閑地の利用)

第26条 市長は、市街地等に所在する空閑地について、その占有者から契約に基づいて信託を受け、当該空閑地を整備し、チビッコ広場、運動広場又は駐車場として市民に利用させることができる。

2 市長は、前項の規定により信託を受けた土地については日田市税条例(昭和29年条例第141号)第71条第1項第2号の規定を適用し、信託期間中これを減免することができる。

(事業に伴う排水の処理)

第27条 市域で生活衛生関係の営業を営む者(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第2条第1項各号に掲げる営業を営む者をいう。)及び物の製造、加工等を業とする者が、営業に伴って生ずる汚水を河川等公共用水域に排出するときは、市長が別に定める公共施設等施工基準に基づいて浄化施設又は溜ます(以下「浄化施設等」という。)を設置するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による浄化施設等の設置について、必要な助成を行うことができる。

(畜産排せつ物の処理)

第28条 畜産(牛、馬、豚、鶏等の飼育、搾乳及び採卵)の業を営む者は、畜舎及びふん尿処理施設の整備を図り、家のふん尿を適切に処理するよう努めなければならない。

(自動販売業者の回収容器設置義務等)

第29条 缶、瓶等の容器(以下「容器」という。)に収納した飲料を自動販売機により販売することを業とする者(以下「自動販売業者」という。)が、市域において容器に収納した飲料を自動販売機により販売するときは、規則で定めるところにより、空き缶、空き瓶その他飲料を収納していた容器を回収する容器(以下「回収容器」という。)を設置するとともに、当該回収容器を適切に管理しなければならない。ただし、屋内その他市長が認める場所に自動販売機を設置するときは、この限りでない。

- 2 前項の自動販売業者は、設置する自動販売機に係る管理を明確にするため、規則で定めるところにより、当該自動販売機に必要な事項等を表示しなければならない。
- 3 市長は、自動販売業者が前2項の規定に違反したときは、その者に対し当該措置を講ずべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第5章 公害防止

(公害の監視及び公表)

- 第30条 市長は、公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに、これを調査しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による調査の結果、明らかに公害が発生しているものについては、その状況を公表しなければならない。

(指導又は勧告)

- 第31条 市長は、公害を発生させるおそれがあるもの又は公害が発生しているものに対し、その防止について必要かつ適切な指導又は勧告を行わなければならない。
- 2 前項の指導又は勧告に当たり必要な場合は、他の行政機関を通じ、適切な処置を講ずることができる。

(公害防止協定)

- 第32条 市長は、公害を発生させるおそれがある工場等を設置しようとする事業者又は現に工場等を設置している事業者に対し、公害を未然に防止するため協定を締結するよう努めなければならない。

(助成)

- 第33条 市長は、事業者が行う公害防止のための施設の設置、改善又は移転に要する経費について、資金のあっせんその他必要な助成に努めるものとする。

第6章 日田市環境審議会

(審議会の設置)

- 第34条 環境基本法第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、日田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第35条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。
- (1) 第4条第1項に規定する環境の保全及び創造に関する基本的施策に関すること。
 - (2) 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本的施策に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造又は廃棄物全般に係る重要事項に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して、必要と認めたものについて審議し、市長に提言することができる。
 - 3 審議会は、第1項各号に掲げる事項に関して、市民等から提案を受けたことについて審議し、必要と認めたものについては市長に提言することができる。

(組織)

- 第36条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市長が必要と認める者
- 2 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第37条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第38条 審議会に会長、副会長各1人を置き、会長、副会長は、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第40条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

第7章 雜則

(調査又は検査)

第41条 市長は、次の各号に規定する場合、この条例の施行に関し必要な限度において、関係者の占有する土地、建物及び施設等に職員(市長が委嘱した者を含む。以下同じ。)をして立ち入らせ、調査又は検査をさせることができる。

(1) 第16条の規定に基づき指示又は検査を行う場合

(2) 第17条の規定に基づき指示を行い、及びその施設の施工状況について調査を行う場合

(3) 第20条第2項、第25条第2項、第27条又は第28条の規定に基づき調査を行う場合

(4) 第30条又は第31条に規定する監視、指導又は勧告をするため必要な施設その他の物件の調査を行う場合

2 前項の規定により立入調査又は立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の調査又は検査の求めがあったとき関係者は、正当な理由がない限り、これを拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第42条 市長は、第15条第3項、第25条第2項又は第29条第3項の規定に基づく命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わないとときは、その者の氏名及び命令の内容を公表することができる。

(委任)

第43条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

4. 日田市ポイ捨て等の防止に関する条例

平成21年3月24日
条例第4号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 ポイ捨ての禁止(第6条)
- 第3章 喫煙マナーの向上(第7条)
- 第4章 印刷物等及び飼い犬のふんに対する措置(第8条・第9条)
- 第5章 美化推進モデル地区(第10条—第12条)
- 第6章 ポイ捨て等防止監視員(第13条)
- 第7章 指導、勧告及び措置命令(第14条・第15条)
- 第8章 雜則(第16条・第17条)
- 第9章 罰則(第18条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙のマナーの向上に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、安全で快適な生活環境の実現に努めるとともに、市民一人ひとりのモラル・マナーの向上を図り、もって快適で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器及び包装材並びにチューインガムのかみかす、紙くず、雑誌その他これらに類するもので投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (6) ポイ捨て みだりにたばこの吸い殻又は空き缶等を投棄し、又は放置することをいう。
- (7) 喫煙マナー 喫煙に際しては、歩行中又は自転車乗車中を避け、吸い殻入れの付近で、又は携帯する吸い殻入れを使用し、喫煙することをいう。
- (8) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。
- (9) 関係機関等 市の区域を管轄する警察署、消防署、保健所並びに国道、県道及び河川の管理所その他関係団体等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、ポイ捨て及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、市民等及び事業者に対する意識の啓発を図るとともに、これらの者で組織する団体の自主的な活動を支援するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、ポイ捨てを防止するため、自ら生じさせた、たばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、その連れている飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを放置してはならない。

3 市民は、その居住する地域における美化活動に積極的に参加する等ポイ捨てのない快適で美しいまちづくりの推進

に努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、ポイ捨ての防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 ポイ捨ての禁止

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

第3章 喫煙マナーの向上

(喫煙マナーの向上)

第7条 市民等は、喫煙マナーの向上に努めなければならない。

第4章 印刷物等及び飼い犬のふんに対する措置

(屋外における印刷物等の回収)

第8条 屋外において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

(飼い犬のふんの回収)

第9条 飼い犬を連れている者は、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

第5章 美化推進モデル地区

(美化推進モデル地区の指定等)

第10条 市長は、安全で快適な生活環境の確保のため、次の各号のいずれかに該当する区域を美化推進モデル地区(以下「モデル地区」という。)に指定することができる。

- (1) 自治会が自主的にモデル地区として申請し、市長が適当と認める区域
- (2) 美化の推進が特に必要と市長が認める区域

2 市長は、前項の規定によりモデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、日田市環境保全条例(昭和47年条例第37号)第34条に規定する日田市環境審議会の意見を聽かなければならない。

3 市長は、モデル地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、モデル地区を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(モデル地区の指定の告示)

第11条 前条第3項及び第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) モデル地区の名称
- (2) モデル地区を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) モデル地区を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

(美化推進員)

第12条 モデル地区の指定を受けた自治会は、自主的な活動を促進するため、当該地区に美化推進員を置くことができる。

第6章 ポイ捨て等防止監視員

(ポイ捨て等防止監視員)

第13条 市長は、次に掲げる職務を行わせるため、ポイ捨て等防止監視員(以下「監視員」という。)を置く。

- (1) 喫煙マナーの向上に関する指導
- (2) 次条に規定する指導又は勧告に関する職務
- (3) 第15条に規定する措置命令に関する職務
- (4) 第18条に規定する過料に関する職務
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 監視員は、市長が任命する。

3 監視員は、第1項各号の職務に従事するときは、日田市ポイ捨て等防止監視員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第7章 指導、勧告及び措置命令

(指導又は勧告)

第14条 市長は、公共の場所において第6条又は第9条の規定に違反した者に対し、たばこの吸い殻、空き缶等又は飼い犬のふんの回収をするよう指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第15条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が正当な理由がなく当該指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第8章 雜則

(関係機関等への要請)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、ポイ捨て及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙マナーの向上について、協力を要請するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(過料)

第18条 第15条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項第4号及び第18条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為等)

2 市長は、施行日前においても、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為及び条例の施行に関する啓発その他の必要な行為を行うことができる。

(日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第167号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

5. 水郷ひた河川を美しくする条例

令和3年3月26日
条例第1号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 河川の汚濁防止（第8条—第14条）
- 第3章 水質等の検査（第15条）
- 第4章 雜則（第16条—第18条）

附則

前文

私たちのまち日田市は、阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれたまちで、これらの山で育まれた豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれています。

雄大な森林から生まれた水は、三隈川をはじめとする多くの河川を流れ、豊かな自然環境を作り出し、夏の訪れを告げる「川開き観光祭」、隈裏湛水域を遊覧する「屋形船」や「鵜飼い」など、日田市独自の文化や歴史を育て、市民生活に潤いと安らぎを与えてきました。この豊かな自然環境は、私たちの大切な財産であり、これらを次の世代に引き継いでいくことは、私たちの責任でもあります。

これまで、日田市においては、市、市民及び事業者並びに関係機関等が協力し、河川環境の改善に向けた様々な活動が行われてきました。これからも、「水郷ひた」と呼ばれる豊かな水環境のもと、市、市民及び事業者がそれぞれの責任や役割を認識するとともに、互いに協力しながら最善の努力を積み重ね、河川を美しくすることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の豊かな河川を美しくするため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、河川の浄化及び河川環境の保全（以下「河川の浄化等」という。）を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川 河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用される河川その他公共の用に供される水路をいう。
- (2) 生活排水 炊事、洗濯、入浴等人の日常生活に伴い排出される水をいう。
- (3) 事業用排水 事業者の事業活動に伴い排出される水をいう。
- (4) 浄化装置 排水の浄化に効果のある装置又は器具で、合併処理浄化槽その他市長が認めるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、河川の浄化等に関する総合的な施策の実施に努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、河川の浄化等に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、河川の浄化等のため、事業用排水の適正な処理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(協力)

第6条 市、市民及び事業者は、河川の浄化等のために必要な活動について、相互に協力しなければならない。

(関係機関との連携等)

第7条 市は、河川の浄化等のため、関係市町村と連携を図り、必要に応じて国及び県に対し、協力を要請するものとする。

第2章 河川の汚濁防止

(啓発活動及び環境教育)

第8条 市は、河川の浄化等について、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう、啓発活動及び環境教育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(投棄の禁止)

第9条 何人も、廃棄物を河川に投棄するなど、みだりに河川の汚濁及び景観の悪化を招く行為をしてはならない。

(生活排水の浄化)

第10条 市民は、生活排水を河川に排出しようとするときは、浄化装置を設置して排出するよう努めるものとする。

2 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域において、生活排水を排出しようとする者は、前項の規定にかかわらず、同法第10条第1項の排水設備を遅滞なく設置し、生活排水を公共下水道に排出しなければならない。

3 市は、浄化装置の設置を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業用排水の水質の向上)

第11条 事業者は、事業用排水を河川に排出しようとするときは、法令に定められた排水の基準を遵守し、排水の水質の向上に努めるものとする。

(洗剤の適正使用)

第12条 洗剤を使用する者は、河川の水質への負荷が少ない洗剤を適正に使用するよう努めるものとする。

(肥料等の適正使用)

第13条 肥料又は農薬を使用する者は、これらを適正に使用し、河川の水質を汚染しないよう努めるものとする。

(親水環境の保全)

第14条 野外活動を行う者は、河川環境を損なうおそれのある行為を慎み、親水環境の保全に努めるものとする。

第3章 水質等の検査

(水質等の検査)

第15条 市長は、河川の水質等について、定期的に検査を実施するとともに、その監視に努めるものとする。

2 市長は、前項の検査の結果等により、河川の水質等に異常が認められたときは、速やかに国、県及び関係市町村に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 雜則

(指導及び助言)

第16条 市長は、河川の浄化を図るために、市民及び事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(法令の遵守)

第17条 何人も、河川法、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他の法令に定める水質基準等を遵守しなければならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

